

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (14.1 定)			
日 時	平成14年 3月19日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時56分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐々木(政)委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・大畠・新谷・小林・武井・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～ 会議の概要～

委員長

それでは、ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

古沢委員が新谷委員に、斉藤陽一良委員が佐野委員に交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

新谷委員

西春香付近の信号設置について

初めに、交通安全対策課に伺います。

国道4車線化に伴って、張碓地区では、車両が多くなったことに加えて、スピードを上げて通過するために、国道を横断できずに周辺の住民が大変困っています。信号設置を西春香バス停近くにという要望が出ておりますけれども、どう住民の安全を守るのか、これは急ぐ問題ですので、お尋ねいたします。

（市民）交通安全対策課長

今、委員のご質問の箇所でございますが、要望というのは実際にはまだ出されていない箇所でございます。張碓の国道で要望が出されている箇所は、景勝園から大曲のところに既存の裸の横断歩道がございまして、そこに押しボタンの信号機を設置してほしいという要望は、昨年、供用開始後に出されております。それについては、今、鋭意、公安委員会と設置に向けての協議をさせていただいているところです。

今ご指摘の西春香の部分でございますけれども、ここにはちょうどJRのバス停が両側に面してございます。利用者も、利用実態からすれば、それほどの利用者はいないバス停かとは思いますが、委員のご指摘のとおり、国道拡幅後、相当交通量が増えています。当然、あそこは50キロ規制なのですが、通常は70キロ、80キロで飛ばしている車が多く見られます。そういう中では、拡幅後の国道を横断するのは非常に危険が伴う場所ということは認識してございますので、今後、小樽警察署、公安委員会の方と相談させていただきたいというふうに考えております。

新谷委員

これは、要望しておきます。

職員の再任用問題と雇用問題について

それでは次に、職員の再任用問題と雇用問題について伺います。

前に資料を出していただきましたが、市内の企業に対する高齢者雇用アンケート調査、これでは、有効回答101社のうち79企業で再雇用されているということですが、ほかの22社についての実態はどうでしょうか。

（総務）職員課長

短時間で勤務している企業でございますけれども、これについては、それぞれさまざまございまして、例えば4時間で週3日勤務、あるいは5日勤務、あるいは5時間で5日勤務、6時間で5日勤務、そういうような形で、通常、民間ではほぼ8時間勤務になっておりますが、そのようなさまざまな実態ということで、調査の結果、把握してございます。

新谷委員

それでは、短時間勤務の給料についてもわからないのですね。

(総務)職員課長

一応、私どもも、それぞれの実態に合わせた賃金等については聞いてございますけれども、先ほど申しましたとおり、勤務時間、勤務日数はさまざまなものですから、再任用の単価の決定に当たりましてはフルタイムを基準にしたいということで考えておまして、それぞれのところからは、一応、給料部分については報告をいただいております。

新谷委員

このアンケートの基になっているのは、12年度の小樽市労働実態調査ですね。この調査は、何社行って、また市内全体の事業所数というのは幾つありますか。

(経済)藤原主幹

市内の事業所数というのは、11年度に調査いたしました事業所数では7,700ほどですけれども、労働実態調査につきましては、12年度に抽出した事業所、団体等につきまして600社に出しまして、有効の回答事業所数は305社となっております。

新谷委員

7,700あるうちの305社、そのうち再雇用しているところが155社ということですが、全容がわからない極めて不十分な調査だったと思います。

それでは、再雇用者全体の数というのは何人でどのくらいの割合かということもわからないのですね。

(経済)藤原主幹

実際に何人とか、それから、年代がどの程度ということの調査は行っておりません。

新谷委員

市として制度の周知を図っているのか、また、14年度で再雇用を入れる事業所は増えているのかどうか、お伺いします。

(経済)藤原主幹

13年度の結果につきまして、まだ実態調査表はできていないのですが、集計の段階で、割合といたしましては、12年度は約54%であった再雇用、また雇用延長については、13年度の段階では56.1%と若干増えている傾向にあるということで押さえております。また、延長しているとお答えになった事業所につきましても、15%から19%強となっており、若干増えているというふうに押さえております。

新谷委員

それでは次に、民間の再雇用と市職員の再雇用の給料について伺います。

民間と市職員の場合で、年収では幾らと幾らになりますか、

(総務)職員課長

今、私どもで考えております再任用職員の年収でございますけれども、手当は2.5カ月ございますが、含めて188万2,100円と考えております。民間の方で申しますと、いろいろとらえ方はございますが、民間の方では家族手当とか住居手当、そういったものも含まれてございますけれども、それらの諸手当を含めまして204万9,212円というふうに私どもの方では考えてございます。そういった給与ベースになってございます。

新谷委員

でも、この手当については、フルタイムで働いている場合の手当であって、これが完全に半分になるということとはわからないわけですよね。実態はどうなのかというあたりはわからないのではないですか。市の職員は勤務時間が半分でしょう。それで、民間もフルタイムの場合に出したものであって、その半分が正確に出されるものなのかどうかというあたりは正確ではないということですね。

(総務)職員課長

民間の方で調査をしたときには、基になる給与月額何カ月分を手当として支給しているかということで聞いております。私どもでは、当然、給料は半分になりますので、月数を掛けますと給与月額が半分になるものですから、額も半分になるということで、そういった意味で整合性はとれているというふうに思います。

新谷委員

手当の部分です。この手当の部分も単純に半分にしていいものなのかどうなのか、その辺のところはどうなのですか。

(総務)職員課長

手当を半分というのは、もとなる給与月額が2分の1というふうに私どもは考えておりますので、したがって、額も半分になるのではないかとこのように思っております。

民間の方は、主にフルタイムで勤務しているところが多いものですから、当然、フルタイムに月数を掛けてそれぞれ算出しておりますので、そういった意味で、先ほど申しましたとおり、整合性はとれているというふうに考えております。

新谷委員

それでは次に、市の臨時、それから嘱託と再任用職員のおおのの比較をお聞きします。時給、年収、手当についてお知らせください。

(総務)職員課長

再任用職員につきましては、先ほど申しました金額でございます。臨時、嘱託につきましては、手当は支給しておりません。臨時職員につきましては、日額に日数を掛けますと、年収で155万1,840円というふうになっておりますし、嘱託につきましては、今と同じような算出で年収を出しますと155万3,100円という形になってございます。

新谷委員

臨職と嘱託で毎年更新している人はどのぐらいおりますか。

(総務)職員課長

嘱託員で申しますと、特殊な技能、知識、そういった方を雇用している関係がございまして、一般的には嘱託員というのは自己都合でやめる方、もしくは年齢でやめる方、こういったことで新たな人を雇用するということになりますので、94.5%がそのままの状況で同じ人が推移しているのではないかとこのように思います。

臨時職員で申しますと、基本的には、法の取扱い等もございまして、臨時職員も募集をかけますと非常にたくさんの方が応募をするということで、かなりの人数がありますので、毎年、新たに雇用を繰り返しています。中には、例えば保育士であるとか看護婦さんであるとか、免許を持っている方は引き続き雇用している者はございますけれども、それらの者の数は非常に少ないと思っております。

新谷委員

嘱託はどのぐらいいるとおっしゃいましたか。

(総務)職員課長

嘱託で新たに更新するというのは本当に数%だと思います。九十数%は同じ方を繰り返し雇用しています。一定年齢、60歳、もしくは65歳といった年齢制限があるものもございまして、それらの者を除きますと、ほぼ同じ方が更新しているという状況でございます。

新谷委員

今、年齢のことが出ましたけれども、嘱託の方で60歳以上の方はどのぐらいいるのですか。

(総務)職員課長

嘱託の中の60歳以上は、3月末では98名おります。ただ、今回いろいろな議論がございまして、60歳以上で雇用

している者も新規の雇用をしてほしいということをごさいますので、それから十四、五名落ちておりますので、現在は80名ぐらいが60歳以上になっているのかなというふうには思っております。

60歳以上の方が80名ぐらいいるとお答えしましたけれども、その中では、今回も募集をかけましたが、例えば夜警であるとか各種の相談業務であるとか用務員的な要素のところ、こういったものは60歳以下であればなかなか応募がないという状況がございまして、そういった職種の中でその程度の人数がいるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

新谷委員

今いろいろお聞きしましたけれども、同じ市の仕事をしていても、職員の再任用と臨時、嘱託の場合では、臨時と嘱託の方は年収も手当も全くないということでは、身分の保障もないし年収も違うということが明らかになったと思うのです。

この前、ハローワークに行ってきましたけれども、民間の企業でいろいろ募集しているのは時給が700円ぐらいというのが圧倒的で、フォークリフトなど一定の技術がある人でも850円なのです。そういう点では、私たちのところにも、再任用に対していろいろ苦情を寄せられております。

ですから、この際、再任用そのものはいいと思うのですが、採用に当たって、例えば、市の職員だけではなくて、民間も含めた、こういうような雇用形態にすることはできないのか、お尋ねします。

総務部長

今回の再任用職員の制度の導入に当たりまして、本当にいろいろなお意見をいただいているわけですが、そのあたりは、市の雇用対策としていかに進めていこうかということを検討いたしまして、緊急雇用対策会議とか、いろいろな中で検討してまいりました。

そういう中で、確かに今おっしゃるとおり、臨時職員や嘱託員との年収額そのものの差というのは、職種とか雇用の形態がありますので、どうしても相違はいたします。その中で、例えば、嘱託職員につきましては、新年度から、従来は市を退職する職員を雇用していた経緯もあるのですが、それは今後一切なくして、嘱託職員の間口を、民間でいわゆるリストラを受けた方たちに向けていこうということで、今、採用試験を盛んにやっております。そういう中で、今、二十数名を採用していきたいということで、雇用の準備を進めているところであります。

また、臨時職員につきましても、今まではいわゆる市の職員も採用していこうということで動いてはきていたけれども、2年前の経験を踏まえて、これについても、地方公務員法から1年限りの雇用期間になるわけですが、できるだけ市内の高卒の仕事を得られない方たちを対象として採用していこうということで、今回、面接試験を実施している状況もあります。そんなことも含めて、民間からの採用を大いに図っていきたいというふうにご考えております。

新谷委員

今、高校生の採用について出ましたのでお伺いしますが、その前に、今年度の新規正職員の採用数と応募数を教えてください。

(総務)職員課長

今年度の応募数で申しますと、604名の応募がございまして、そのうち内定という形で出しておりますのは17名でございます。

新谷委員

大変高い倍率ですね。

それから、14年度の臨時、嘱託の採用と応募数についてお伺いします。

公園課と事業所に限ってお伺いしますが、高校生については、それぞれ何人の応募で何人の採用でしたか。

(総務)職員課長

高卒の応募で申しますと、これは一括募集してございますけれども、16名の応募に対しまして10名採用してございます。それから、土木については、土木の方からお答えします。

(土木)管理課長

土木の方の関係の臨時募集ということで臨時職員を採用しましたけれども、応募数は88人だったと思います。高卒者につきましては10人です。

新谷委員

公園課は。

(土木)公園課長

申しわけありませんが、書類を持ってきておりませんので正確なことはわかりませんが、採用は、維持の方が20名で、子どもの国が11名です。

新谷委員

応募者はわかりませんね。

(土木)公園課長

応募者は、臨時採用は65名ぐらいおりました。子どもの国は30名くらいです。

新谷委員

いずれにしても、事業所、公園課は高い倍率だということがわかりましたけれども、特に事業所は8.8倍ですよ。この応募者の方の年代とか動機はわかりますか。

(土木)管理課長

ちょっと手元に資料がございませんけれども、応募につきましては、おおむね40歳以上の方が多かったというふうに記憶しております。ただ、新規の学卒者についても来られた方はおりました。

新谷委員

受けた動機は。

(土木)管理課長

応募の動機といいますと、ほかの会社をやめたというようなケースと、若い方でしたらまだ定職がないということで、うちの業務につきたいということで応募されたというように、さまざまな事情がございます。

新谷委員

それから、雇用相談窓口が開設されて、これまで相談に来られたと思うのですが、相談者の人数、年代、また内容についてお知らせください。

(経済)藤原主幹

これまで実際に見えられた方は、人数は25名です。主な内容といたしましては、一番最初に、市の方で臨時職員又は嘱託職員を採用するという新聞記事が出ましたので、それに応募をしたいという形でご相談を受けた方が多かったです。

年代的には、20代が3名、30代が2名、40代が10名、50代が6名、60歳以上の方が4名いらしております。

新谷委員

今お伺いしましたら、ちょうど働き盛りで、しかも、市の仕事をしたいという人が非常に多いということがわかりました。臨時の事業所だとか公園課の応募も多いです。そういう点では、私は前にも言ったことがあるのですが、例えば、苫小牧では市単独緊急雇で排水路の整備や側溝の整備などを立ち上げて、こういった公共事業で雇用の拡大を図っているのです。小樽でも、こういった事業で雇用対策が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

土木部長

苫小牧の件については、私どもは、ちょっと見たことはありません。

現状では、私どもの方で今、維持管理部門で言いますと、直営の職員もおります。それと、先ほどの臨時職員を組み合わせるといふこと、それと工事としての発注という2本立てでやっているわけですが、それについても、現状の見直しをしていこうということ、できるだけ直営でやる部門について整理をしながら、民間にやっていただくというふうにしています。その中で、今おっしゃられた話は、いろいろと試行されているところがありますので、それらを参考にしてまたいろいろな研究をしていきたいと思っています。

新谷委員

資料も取り寄せておりますので、ぜひ後でごらんになっていただきたいと思います。

それから、ワークシェアリングについてですけれども、この検討は現在どこまで進んでいますか。

(経済) 藤原主幹

各部署の方へ実際にワークシェアリング的な事業ができるかどうかという問い合わせにつきまして、幾つかの部署からのお話はありますけれども、市全体での実施については、これからまだ検討していかなければならない状況にありますので、雇用対策会議等の中でこれから検討していきたいと思っています。

新谷委員

検討という言葉はかなり何回も聞いているのですが、時間外勤務で、年間360時間を超えている職員は52人もいるとお伺いしています。政府の指針でも、残業時間を360時間以内にするようなガイドラインも示されておりますから、まず、こういうところを見直して、残業分を、その分、職員の雇用拡大を図る、そういうことをぜひ考えるべきだと思います。これは前にも言ったのですが、いかがですか。

(総務) 職員課長

確かに、時間外で、そのときもお話ししたかと思うのですが、360時間以上は五十数名おりますけれども、その中を見ますと、病院の関係で検査であるとか放射線の関係、あるいはまた、それ以外では、土木、建築、水道、そういった建設部門で多くの時間外をやっている人間がおります。ですから、当然、病院等の関係で緊急に呼び出しをして検査をすとか、あるいはレントゲンを撮るとか、そういった中で、建設部門について申しますと、短時間で、発注等の関係もあって、業務がそこで非常に大きなウエートを占めている、時間外があると。そういったことになっているものですから、時期がある程度集中しまして、1年間で見たときに、延べてということではないものですから、そんなような形で、時間外に対応している部分がございますので、それらのものを押しなべて職員あるいは臨時職員等というの難しい状況にある。さらにまた、建設部門等につきましては、港湾でも実際にやっておりますけれども、ヒアリング等々の中で、業務が多く見込まれる部分については職員の増員をすとか、そんなようなことも考えて手だてをしてきているつもりでございます。

そういったさまざまな事情があるものですから、今言いました、職員を雇って、即、時間外を削って雇用に結びつけていくというのは難しいのではないかというふうに思っております。

新谷委員

今、病院関係の検査などがあるというふうには伺いましたけれども、こういうことであれば、なおさら、安全性、確実性というものが必要ですから、やはり、一人に負担をかけるということをしなくて、職員の雇用でそういう問題を解決していく、そしてまた、政府のガイドラインに従ってそういう時間を減らしていくという方向でぜひ考えるべきだというふうに思います。

そのことを言いまして、私はこれで終わります。

北野委員

教育問題について

教育委員会に尋ねますが、けさのテレビのニュースで小樽の教育問題に関する報道がなされて大変大きな衝撃が

走っているわけです。この件に関して報告すべきことが当然あると思いますが、道教委との関係その他で報告することをまとめて答弁いただきたいと思います。

(学教)総務課長

今回のけさほどの報道につきましては、私どもは聞いていなかったところなのですが、そういう報道がなされたということを知りまして、道教委の方に確認したところ、まだ詳しい連絡が来ていないという状況でございまして、今現在は言える状況にはないということでございます。

北野委員

ちょっと聞こえない。

(学教)総務課長

今の段階では道教委の方にも連絡が来ていないので詳しいことがわからない、こういうことでございます。

北野委員

大事な問題なのに、わからないという答弁はうなずけないですね。我々が心配したのは、道教委と北教組本部との合意に基づいて、その範囲内で加配教員の転用というか、そういうことが行われたということでしょう。それから、虚偽の報告も、後志教育局へ教頭が鉛筆書きで持って行って、その場で書いて、そのまま文部省へ出して、それが虚偽なのでしょう。これは、市教委もそれを認めた責任はあるけれども、主たる責任は道教委ですよ。だから、このことをもって新年度から小樽の加配教員を認めないということなどは不当な話ですから、そういうことがあってはならないということは指摘しておいたはずなのです。どういう見解を持っていますか。

学校教育部長

この件にかかわりましては、過日の予算特別委員会で、教育長から、この背景としては、平成5年の確認文書の存在が大きな影響を与えたものというご答弁をさせていただきました。これにつきましてはそのように考えているところでございまして、本件につきましても、私どももまだどういう結果が出るかわかりませんが、言われているような報道内容とすれば、道教委と協議していかなければならない、このように考えてございます。

北野委員

これにかかわって、今後どう対応するのか、道教委との計画、話し合いはどのようなふうになっていますか。

学校教育部長

この件につきましては、明日、道教委が文部省の方から呼ばれてございまして、その内容といたしましては、過日、道教委が調査いたしました結果について文部科学省の方に報告をせよ、このことが一つでございます。もう一つは、国の方の措置について指導内容を伝える、こういうことで聞いてございまして、そのときに石田教育長も同行せよということになってございますので、その段階で国の考え方が明らかになってくるだろうというふうを考えてございます。

北野委員

教育長は日帰りになると思うのですが、これは、本会議で緊急質問を各党が全部やっていますから、必要であれば、本会議できちっと報告できるようにお願いしたい。これは、議会運営委員会でも協議したいと思います。

市立小樽病院の給食調理員について

次に、市立小樽病院の給食調理員について尋ねます。

正職員1名欠員のまま補充されておりませんが、経過を説明してください。

(樽病)総務課長

確かに、昨年までは正職員が16名おりました。昨年の異動のときに1名出まして、かわりに来るということで考えたのですけれども、結果的には15名、1名欠員という状況でございます。

北野委員

それだけ。

そのことによって、あなた方はどういう対応をしたのですか。来ると思っていたけれども、来なかったと、1年、黙って過ごしたのですか。

（樽病）総務課長

経過はそういうことでございますけれども、当然、病院給食というのは3食つくってございまして、非常に忙しいということから、臨時職員1名で対応させていただいたというのが現況でございます。

北野委員

臨時職員で対応したと言うのだけれども、この臨時職員は、いつ採用して、いつやめて、その後どうなったのか、この経過もちゃんと説明してください。

（樽病）総務課長

今お話ししましたように、臨時1名を採用するということで、これは4月1日から即採用すればよかったのですが、採用の応募ということもございまして、4月13日から臨時職員を1名採用しました。結果は、採用した人が1カ月ですぐやめまして、結果的には3回かわったという経過でございまして、その空間を今の現職員で対応していたというのが現状でございます。

北野委員

市立小樽病院の給食調理員は時差勤務しているわけですが、朝5時50分から14時20分までの仕事の方の残業はどのようになっているか。平成12年、13年との比較でお知らせください。

（樽病）総務課長

今お話ししましたように、勤務時間が3交代になってございまして、臨時職員がかわったということで13年度は超勤が非常に多くなってございます。今お話ししましたように、12年度と13年度、これは調理員だけの超勤の時間数でお話ししますが、12年度は全体的に1年間で55時間、調理員の超勤が55時間でございましたが、13年度は、今お話ししましたような状況がございまして、369時間、約370時間ということで、6倍という比較になってございます。

ただ、これは、臨時職員だけでございまして、今年の1月に正職員1名が長期病欠ということがございまして、その人の対応もこの超勤の中に含まれてございます。

北野委員

総務部長に聞きますけれども、企業会計なのに、正職員の採用について総務部が口を出して、してはならないということを行っているのですか。

総務部長

従来から、給食調理員の採用関係につきましては、病院で採用せずに、総務部が窓口になって採用しているという経過がありますので、そういうふうになっております。

北野委員

今年度はどうしようとしているのですか。今年もまた、欠員のまま臨時の人を雇っても、次から次にやめるのです。これは、普通の学校給食調理と違って、特別食があるのですよ。単品をつくるのとはわけが違いますし、メニューも豊富なのですよ。だから、正職員で、経験のある方で対応する以外にないと思うのですが、この辺の特殊事情をちゃんと承知しているのかどうか。これは、病院でもいいですし、総務部でもいいですから、今年度も、欠員のまま臨時職員をまた雇って次から次にかわるような仕事で、また残業を6倍にもするのですか。

総務部長

ただいまの職員の関係の異動の配置について今検討している最中でございまして、調理の関係についても欠員の状況にあるということは総務部でとらまえておりますので、そういう面で異動の関係でどういう状況ができるか、

検討していきたいというふうに思っております。

北野委員

病院の大事な給食について、こういう人手不足で大変な事態を招いています。こういうことのないように、きちっと正職員で対応して、目的を果たすようにしてください。

財政健全化計画について

次に、先日晒された財政健全化計画について伺います。

簡単な報告は総務常任委員会で課長からあったのですが、今年を含めて、財源不足がすごいんですね。それで、訂正した昨年の2月ですか、12年11月につくられた健全化計画、これが去年の3月に一部改定になっていますが、それとの比較で財源不足はどうなっていますか。

(財政) 財政課長

年度ごとに申し上げます。

平成14年度から申し上げますと、平成14年度は、従来の計画では約20億の財源不足となっておりましたが、今回の2定補正までの予算を加味しておりますけれども、その結果、14億5,300万円で、5億5,200万ほど収支財源としてはよくなっています。15年度につきましては、当初、約19億6,600万円の財源不足となっておりますが、今回、45億700万ということで、約25億4,100万の財源不足が増えております。16年度につきましては、当初7億5,800万円の財源不足に対しまして、今回の見直しでは48億8,600万円ということで、約41億2,800万円、財源不足が増えてございます。17年度でございますが、当初は4億9,000万円ほどプラスということで見ておりましたが、今回の見直しでは約55億1,200万円、約60億200万円の財源不足が増加ということでございます。

北野委員

先日、課長は、この財源不足にかかわって、15年度以降は大変厳しい財政状況が見込まれるという見通しだけを報告したのですが、対策の報告はないんですね。

これは、今年度も財源がほとんど留保されていませんから、今年の方も含めて、これはどうするのか。平成15年度以降になるともっと厳しいし、どういうふうに考えていますか。

これは財政部長ですか、課長ですか。

財政部長

今お話ししましたように、14年度の2定見込みまでで12億、これについては財政減債で充てて、残り3億1,800万という形になっております。今年度は、何とかこういう形でできていくかなと、13年度の決算というのが多少は見込まれますからね。

ただ、今お話しのように、15年度以降45億、60億近いのが毎年出ています。これは、一つには市税の落込み、交付税の減、こういうものが大きいわけですし、今回立ち上げました財政健全化緊急対策会議、この会議を4月早々から具体的に開きまして、各原部に具体的な見直し、内部努力の部分なり、事業費の見直し、これらをかけていきたい。

さらには、今回の議会に間に合うように多少数字を出した関係上、数字もかなり粗いかなという部分もあります。ですから、そういう事業費も15年度に向けては早々に見直して、その辺がどのくらいになるのだという現実の中で対応を、今何ができるかという具体的なことはなかなか申し上げられませんが、近々に取り組んでいかなければならないとは思っております。

北野委員

今、財政部長が述べられた原因の中で、地方交付税と市税の落込みというのが大きいということです。市税の落込みについては、この前議論しましたから避けますが、この間の議論の続きになると思うのですけれども、財政部長と私の間でありました。部長がおっしゃるとおり、いわゆる臨時財源対策債、これによって利息の分も含めて今

年度は手当てされるということであれば、その瞬間だけとっていけばずっといいと思うのです。その点は財政部長の答弁のとおりだと思うのです、私が考えましてもね。

しかし、実際に国の地方財政対策が一体このままでいいのかという問題があるのです。14年度の地方財政対策を見ましても、結局、落込み分は、本来、交付税で措置する、あるいは国の財源で手当てすべきところを、交付税のほかに新たに地方の借金で押しつけるようになっていきます。皆さんがおっしゃるとおり、交付税の中の一部だという借金は別にしてもですよ。だから、本来、国が見るべきものを地方単独の借財、借金でやれということになっているわけですからね。今の政治の下で、地方財政について、これから財源不足が50億にもなろうというときに、こういうことをやられて小樽市の財政がもつのかという心配をするのは当然のことだと思うのです。

この点にかかわって、部長はどのようなふうに考えていますか。

財政部長

お話しのように、交付税の項目が地方財政に与える影響が一番大きいわけです。この前もお話ししたように、国税自体が落ち込んでいるという中で、地方交付税ももちろん落ち込んでいるのですけれども、法定の算定でいきますと地方財政計画の中で交付税が12兆円だったのが、やっぱり、基準財政需要額、生活という面では19兆円ということで7兆円の財源不足を生じて、それを今の起債なり借入れなりで充当しているというのが現状です。

ですから、今お話しのように、我々にとっても、交付税の動向が将来の財政運営に非常に大きいということがありますので、これは、先日もお話ししていますように、全国市長会を通じて、総額、それと特に、今までやってきた事業費補正と称するもの、交付税に算入しますよと、起債の中にですね。これは絶対確保していただきたいという形で、この堅持方については強く求めて、今回も7兆円という財源不足について国の方はいろいろな手法をとって何とか措置したということですので、我々としても、当然、景気が回復することを期待しますけれども、当面は、国が責任を持って、今まで起債なりで起こしてきたものについては措置していただきたい、これは強く要望していきたいと思っています。

北野委員

ちょっとまだわからないのですが、そういうふうに関国に対して要望するのだけれども、実際にやられていることは、例えば、国全体で財源不足の補てん措置として1兆9,200億円を地方の借金に振り向けたわけでしょう。この影響が小樽でどのくらい出るかというのはわからないというふうにおっしゃったのだけれども、そのものはわかりませんか。これは交付税で丸々見られないものですよ。

(財政) 財政課長

財源対策債の関係だというふうにするのですけれども、実情としまして、財源対策債と通常債というのはセットになって借入れも償還も行うものですから、それぞれ個別に整理していくということをしていないものですから、その部分で出ないということで、それが実態です。全部入れ直して再度すれば出るのでしょうけれども、国ではそういう必要がないということから、そういう形の定義をしております。

北野委員

部長がおっしゃるとおり、交付税の特配から借り入れる分と臨時財政対策債、これは後で全額見られると。だから、それはそのとおりとしても、しかし、財源対策債で、新たな、本来は国が見るべきものを地方の借金でやれと、こういうふうになるのだから、これは、今のやり方から言えば、当然、厳しい結果が出てくるというのは当たり前だと思うのですよ。そういう国の方針が、来年度以降、大きく変わるなどとはならないですよ。もっと厳しい状況になってくると思うのです。

ところで、国は、いわゆる基準財政需要額に手をつけ始めましたね。そして、できるだけ交付税を少なくするという策動をやっているのですが、これが、今年度、来年度以降、どのようなふうに進展するというふうに見込んでいますか。

（財政）財政課長

基準財政需要額は、従来、塩川財務大臣とすれば、国税から1兆円削減するというような話がありまして、総務省の方としましては、生で1兆円削減ということはあり得ないと。地方の財政需要を見直す中で最終的に財政需要額が縮小されるならば、交付税の削減もあり得るといようなことを言っております。

そういう形で、今回も実際に事業費補正あるいは地方債の充当率を例えば95から90に下げるとか、当該年度の事業費補正というのもあったのですけれども、それを原則廃止するとか、それから、先ほどから何回か出ていますが、将来の元利償還に対する交付税措置の割合を下げるとか、そういうような形での見直しが行われてきております。

国としましては、例えば、地方の予算に直接手を入れてどうこうすることはできないわすから、そういう起債だとか事業費補正の見直しの中で全体に抑制を図ると。内閣の中でも、行革の推進ということで見直しを下さい、抑制に努めなさいということであつたわけですので、そういう方法でなされてくるのではないかと。それは、当然、小樽市がやっていく事業の中でも、起債の抑制とか交付税措置等での影響が出てくるというふうを考えております。

北野委員

今の答弁にもありましたように、交付税措置の見直しは、結局、財政部が今まで主張していたように、例えば、臨時財政対策債に振りかわったものは、後年度の公債費返還のときに元利を全部見るというのが危なくなってきたわけでしょう、今のままで言えば。そうすると、二重、三重に地方の財政は厳しくなるということがうかがえるわけで、今のままでいって、来年度についてももう少し精査するような話をしていましたけれども、しかし、実際には、多少の手直しだけでは、財源不足が40億円から55億円、この不足はどうするのか。これは、不足ばかりではなくて、皆さんに言わせれば、いろいろな形で、新たな事業でまた市税収入が見込まれるというのであれば、それも含めてお答えいただきたいのです。

まず、財政部長から、この点について、今の国のやり方、市税が落ち込むのと交付税が落ち込むのが大変大きいというふうにおっしゃったけれども、交付税がこういう実態ですから、そうすると、このままだったら、財源不足をどこでカバーするかというのは全く見通しがないわけですよ。こうなのだというのがあれば、遠慮なく言ってください。

財政部長

大変厳しいので、これで全部解消できるというようなものは今のところちょっとないわけです。

従前からお話ししていますように、小樽の財政状況というのは、急にこうなったのではなくて、構造的な部分がございます、そういう中で交付税に頼らざるを得ないという状況で推移してきております。ですから、国のこういう国税動向の中で交付税が下がるということになりますと、当然、事業の厳選という形で、いろいろな事業の選択に当たっては大変厳しい面が出てくるのだらうと思っております。前にもお話ししましたように、焼却場の問題にしても、交付税で見られたものが8%ぐらい落ちてきているとか、その影響もここには出てきているわけです。一般財源が増えているという部分がございます。ですから、事業の厳選というのが一つあるのだらうとは思いますが。

それと、現実、過去にやってきたもので公債費等で確定している部分もございますから、やはり、内部努力といえますか、どういう形でもいいからできるだけ管理費を削減をしてこの部分を徹底的に切り詰めていく。そうでなければ、住民サービスの低下も招きかねないと思っております。

具体的なことは申し上げられませんが、そういう観点で4月からの取組を強めていきたいというふうには思っております。

北野委員

市長に伺いますけれども、こういう財政の実態を市長も承知していると思っておりますが、大変深刻なのです。

そこで、我が党が再三指摘しているように、石狩湾新港のスタートから今日まで、差引きで、結局、新港関連地

域からの市税収入をもってしてもトータルで30億くらい足りないのですから、明らかに小樽市の財政を圧迫しているということになると思うのです。我が党は、こればかりではなくて、マイカルその他の問題でもいろいろ議論させていただきましたけれども、こういうところに来て、財政部長のおっしゃるとおり、今後、事業を厳選するという事になったって、そう簡単に扶助費に大なたを振るうわけにもいかないわけです。そうすると、市民要望にこたえられない。このままだったら、特別会計だけれども、病院の建てかえだって財政的に保証されるのかということも出てくるわけです。

こういうことにかかわって、今まで我が党が指摘したむだな公共事業と言われるものについての見直しは、まだやる気になりませんか、ここまで来て。

市長にお答えいただきたい。

市長

今、国、地方を通じても財源不足といいますが、財政危機というのは共通している課題だと思います。各市町村の14年度予算を見ましても、押しなべて前年度を割っており、各市町村、国を通じてこういう厳しい現象として、あらわれているという状況です。

したがって、本市の場合におきましても、今言ったような相当な財源不足が見込まれますので、今後の財源対策は、当然、全国市長会でも話題になると思いますので、その機会も通じてやっていきたいと思いますが、やはり、これからの見通しとしまして、これが大幅に改善されるという見込みは今ちょっとありません。したがって、歳入は一定の枠がはめられるだろうと、歳出をそれに対してどう図っていくか、これはこれからの大きな行政課題だろうと思っております。

そんな中で、今、むだな公共事業というお話がありましたけれども、特に新港負担金等については、我々も機会を通じて道なり管理組合に物を申し上げておりますが、引き続き、特に新港については新規事業の抑制ということでこれからも話をしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、いろいろな部分でいろいろな見直しをして進めていかなければこの危機は乗り越えられないだろうというふうに思っておりますので、先ほど財政部長から申しましたとおり、財政健全化緊急対策会議の中で、いろいろな手法を見つけながら、知恵を出して、何とかこういった危機を乗り越えていきたい、こう思っております。

北野委員

この問題の最後ですけれども、我が党の提案は繰り返しますが、景気を回復することが国も地方も財政を立て直す前提だと思うのです。その手法についての見解は異なりますけれども、大筋では認識は一致していると思うので、この点について、引き続き、市長も、我が党の景気回復策についてはそうだと思うこともあるというふうにお答えになっていますから、検討して、取り入れるものは市政執行の中で生かすようにぜひしていただきたい。

再任用問題にかかわる民間の実態調査について

最後に、職員課長に伺いますが、先ほど新谷委員に答えた職員課が独自に行った民間の調査を資料としていただきました。それで、その対象数の報告があったのですが、抽出したとおっしゃいましたね。抽出して行っていると。その抽出の対象になったのは何社ですか。

（総務）職員課長

私どもで調査したのは155社です。

北野委員

藤原主幹にお尋ねしますけれども、同じく抽出して調査なさったという答弁があったのですが、何社ですか。

（経済）藤原主幹

600社に対しまして、そのうち回答がありましたのは305社です。

北野委員

だから、600社を抽出したのでしょうか。だから、何社を対象にして600社を抽出したの。

（経済）藤原主幹

たしか平成2年度の商工会議所の名鑑とか、それから、各企業団体とかに加盟している事業所とか、それぞれのところから抽出した結果です。

北野委員

何社なのかわからないのですか。

（経済）藤原主幹

その中から600社です。

北野委員

いやいや、その基礎になっている総数です。

（経済）藤原主幹

基礎は出しておりません。

北野委員

労働実態調査にしても今回の職員課が行った調査にしても、民間の事業所の総数が7,722社というのが一番新しい数値です。この数に比べて、対象にしているところがものすごく少ないということなのです、抽出の対象も。結果は、協力いただいたところはもちろんですけれども、それなりの内容はあるのですけれどもね。だから、小樽市の実態が反映されていないと思うのですよ、これは。だから、この点で、再任用の問題について、いろいろ各地の動きを見ても市内の実態をよくとらえていないという批判があるわけですから、この点については引き続き留意していただきたい。我が党も、民間の業者からいろいろ聞き取りをやりましたけれども、再任用については大変厳しい批判があるということだけはお伝えしておきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

小林委員

通告はしておりません。大変申しわけございませんが、通告なしでやらさせていただきます。

教育問題について

教育問題なのですけれども、まず、昨日、私は小学校の卒業式に出させてもらいました。まさに歴史的瞬間というか、国歌のメロディーがまず流れまして、国旗が掲揚されていました。

ただ、最初に、式が始まる5分前ですか、メロディーが流れまして、学校関係者が着席のままということだったものですから、そのとおり、君が代が流れたときに着席をしておりましたが、後ろに座っておられた校友会の方なのですけれども、年配の方で、本当に情けない現状だなということを一言漏らしていました。私も、本音は、やはり国歌斉唱の場合は、着席というのは私たちは全く考えられない行動でありまして、その辺はどのような、まさに歴史の瞬間を見ました。式場内に国旗も掲揚されている。ですから、確かに今、教育は大きく変わろうとしています。

私も、小樽の経済、産業も、大変残念ながら、特筆するものはなく、私はただひたすら、子供の教育、公教育、しっかりした公教育を充実させて、小樽の子供が国際的に通用する、教育面はもうしっかりした教育をさせなければならぬ、これは、父母とか市民が願うことなものです。ですから、何とか教育問題は、長い間の経過がありますけれども、この点について、中学校の卒業式はもう全部終わっていますね。

私も閉校する学校に行きましたけれども、残念ながらステージに上がっていないものですから、PTA会長が式

場にある国旗に対して非常に変則的に一礼をするのですね。それを私方が見ている、まさに変則な、ああいうのを子供が見ている、私たち自身もおかしな光景だなと思うのですけれども、その辺、教育長は、どんな実態というか、中学校の卒業式のみ、国旗・国歌の問題は、数ですか、どうとらえていますか。

(学教) 指導室佐藤主幹

15日に行われました中学校の卒業式におきます国旗・国歌の実施状況についてでございますが、国旗の掲揚につきましては、17校中16校、94.1%の実施率でございます。昨年度と同数でございます。国歌の斉唱につきましては、17校中14校、82.4%の実施率でございます。昨年度は2校、11.8%でございました。

以上でございます。

小林委員

数は、大変上がっていますけれども、教育長にお尋ねしますが、今、現実には私たちは父母の一人として学校現場に出て、そういう光景というのはどうとらえておりますか。それは、まさに正常化された学校であると思っておりますか。

教育長

私も朝里中学校の卒業式に出まして、国歌が流れるところで来賓の一部と管理職が起立しておりましたが、本来は、国旗が掲揚されており、そして、国歌は教職員、児童・生徒を含めて全員で歌われるのが最高の行われ方だと思います。

しかし、お話しのとおりで、経過がございまして、児童・生徒に国歌の内容について説明する、今の中学生は小学校のときに国歌を学習した経験がないものですから、歌うという立場に立つにはかなり難しいものがありまして、やはり、何年かの経過の中で正しい態度を示すようになる、そういうふうに確信をいたしております。

小林委員

何年かの中でという教育長の答弁ですけれども、もうそういう時代ではないと思いますね、今の教育の現場というのは。子供たちの在り方、例えば、校歌と国歌と一緒に流す学校とか、校長自身が管理者として、立場上と申しますか、非常に厳しい状況、これはもっと教育長の指導を促しておきたいと思えます。

3点ほど伺います。

式典の在り方ですけれども、やはり、式典というのは、厳粛の中にも厳かにという日本古来の式典の重さというのは私方も感じていますけれども、入学式、卒業式を子供たちが進行させている今の教育の現場、この点です。

それから、学校に行きますと、必ず屋体にはステージがあります。私たちも開校記念日とかなんとかが横断幕とかどんちょうとかを寄贈したりして、まさに地域にあっても、校友会にあっても、ステージの重みは感じているのですけれども、ここ何年間の学校の式典の在り方を見ますと、なかなかステージが使われない。特に、ステージを使わないで平の場所でそういう式典を行っている。その点、教育長はどう思うか。

もう1点は、今度は週5日制になって、特に公教育の学校は完全に週5日制で休日があたりする。私立になると、まだまだ、私立の小中学校は全国でも65%以上で週休5日制が実施されていない。当然、学力低下とかいろいろな面がありますけれども、今度は、学校行事、運動会とか卒業式とか入学式とか学芸会が平日に行われているような実態、これは、父母から言わせると、卒業式に父親が仕事を休んでまで参加しなければならない。特に運動会も平日にやっているような学校がある。

この3点、教育長はどう思うのですか。教育委員会としての考え方をここで述べてもらいたいと思えます。

教育長

前の2点、ステージの問題と司会の問題ですけれども、これも大きな転換期を迎えておりまして、これから学校でいろいろと話し合われて、だんだん学校独特の中で築かれていくものである、そういうふうに考えます。

また、学校5日制に関して、学校行事の在り方ですけれども、学校行事について、学校は本来もっともっと地域

に開放されるべきですから、地域のご意見を聞いて学校行事を組み立てる、あるいは実施日を決めるということがより一層進められていくものと考えております。

小林委員

式典を目の当たりに見て感じたのですけれども、式の5分前にメロディー、国歌を流してスタートする。まさに子供主流の、俗に言う子供を利用した学校教育の在り方ということをしっかり受け止めていただきたいと思います。

今回、今の北野委員からのTTの加配問題で、国会で文部科学大臣から、聞けば聞くほど許せない、厳正に対処していきたいという非常に厳しいご意見をいただいております。小樽の教育の現場というか、教育で取り上げられたこの問題について6点ほど伺いますが、改めて、教育委員会から、考え方というか、これからの指導方法をお聞きしていきたいと思います。

特に、国旗・国歌の問題とか、それから、一般質問で取り上げた樽教研の問題です。特に、教職員団体が自主編成している運動で、学習指導要領の内容の学年漢字配当表の問題、それからまた、問題提起しました人事委員会的な組織の内規の問題、それから、道徳の時間を、今度はどのようにして、どういう計画をされて強く指導していくかということ、最後に、去年取り上げられた服務の問題ですけれども、勤務時間中の組合活動の問題です。この点で、これからの指導方法というか、時間もあれですけれども、どのような指導をしていくのか、端的に説明してください。

（学教）指導室長

1点目の国旗・国歌にかかわる問題でありますけれども、今年度は、従来より指導方法をさらに一層強めまして、通知をもって教職員にも教育委員会の指導方針がわかるように大幅な改善を図ることにしました。

なお、これにかかわりましては、各校長が通知の内容を重く受け止め、教職員に、強いリーダーシップの下にその趣旨を指導をしたその決断と努力の結果だと受け止めておりまして、今後、これから行われます卒業式、さらには、来年度当初の入学式等へ向けまして、一層、学習指導要領に基づいた適切な実施が行われるよう、教育委員会としても指導を強めてまいりたいと思っております。

2点目の樽教研にかかわる内容でありますけれども、これにつきましては、本会議でもご指摘をいただいております。私どもも、ご指摘の点は改善を図らなければならない、こう受け止めております。現在、特にご指摘をいただいております事務局の場所、それから、道徳教育部会に対する参加人数が少ないこと、さらには、その前段としまして会則が定められていないこと等、いろいろ取り上げていただいておりますが、特に現在、会則を変更いたしまして、新年度からは、当然、事務局の場所を含め、新たな体制でスタートしたいということで進めております。その中では、いわゆる自主教研というようなことではなく、本来の学習指導要領の趣旨を生かした教育研究の充実というのが本研究会の趣旨でありますので、その点からも、小樽市の教育活動の研究の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領に示されております学年別の漢字配当表のことにかかわってご指摘をいただきました。

これにつきましては、1年生から6年生までに学ぶ教育漢字1,006字ですが、今回の新しい学習指導要領でも総枠は変わっておりません。ただ、これを読むと書くに分けまして、書けるようになるのは配当の次の学年までとなりました。これについては、実際、子供たちの学習の実態を見ますと、まず読めること、そして漢字に触れる中で書くという段階に回っております。実際の指導の中では、例えば、作文の中で、自分が習った漢字を、この漢字は習ったなと辞典を引いて確かめ、それを記述するというようなことを含めると、今回の改正は子供たちの学び方として実態に合った方向に改善されたのかなと、そう受け止めております。

それから、人事委員会についてですが、先日もこの点のご指摘をいただいておりますけれども、私どもの人事は管理運営事項でありますので、各学校で校長のリーダーシップの下に校内の校務分掌どおり決定できるように指導を強めてまいりたいと思っております。

最後に、道徳教育についてでありますけれども、これまで大きく課題とされておりましたが、現在、子供たちの心の教育の充実ということが学習指導要領の改定に伴いまして大きな観点となっておりますので、これにつきましては、先ほど申しました樽教研の部会での研究の実情、さらには、各学校での教育活動の授業時数、さらには指導内容について、再度、校長の方に指導いたしまして充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

(学教) 総務課長

先ほど服務にかかわっての勤務時間中の組合活動ということでご指摘があったわけですが、今回の調査そのものは、12年度にかかわって給与返還等が新聞報道されておりますけれども、これにつきましては、道教委、給与支払者が直接各本人の方に請求をしていくようになる、こういうような形になっているようでございます。

それから、措置の部分につきましては、まだ私どもの方に通知が来ておりませんので、これについてはまだ時間を要する、こういうふうを考えております。

小林委員

余り時間がないから突っ込みませんが、最後に、先ほどのTT加配による不正受給について、私も新聞等で驚きました。返還請求は8,000万円という数字が出ていますけれども、その辺の真意というか、それはどういうことなのですか。

学校教育部長

8,000万円というお話でございますけれども、実は私はそのテレビの内容を見てございませんので、どういう言い回しが報道になったのかわかりませんが、考えてみた場合に、これにかかわった教員としては19人ということでございます。そういたしますと、一人800万円といたしますと、約1億6,000万円になる。これにつきましては道が全額を持つわけでございますけれども、その半分について国が国庫負担をする、こういうことです。その分が8,000万円ということになりますので、そういったことでお話をされたのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、私はその辺をちょっと確認しておりませんので、それ以上のことはお話しできません。

小林委員

当然、不正をしているのですから、不正は不正ですね。それで、今回の不正に対しての処分者とか対象者、関係者の範囲というのはどう押さえていますか。

学校教育部長

事後処理の関係でございますけれども、私どもは、まず、責任問題云々よりは、これにつきまして、加配になった教員について、どう正しく子供たちを指導していくか、その再発防止をどうするか、今後そういうことをまず優先的に検討してまいりたいというふうに思っております。

責任問題につきましては、これから国あるいは道の考え方が示されると思いますので、その段階で教育委員会において十分協議をし、考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

小林委員

今回でおやめになるので、私も、まさに有終の美を飾っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、今、ちょっと言葉じりをつかまえたわけではないのですが、処分はさておきというか、処分問題は別にしてということですか。

実際に公教育の中で不正とか非常に違法行為をしている、まさに私方の一般社会では考えられないことで、教育の現場の中で不正、不法、違法をしているならば、処分こそ先決問題だと私は思います。今、我々社会生活の中で、例えば交通違反にしても何にしても必ず処罰される社会状況の中で、教育問題、そして教育に携わる教職員に対して、私は、非常に考え方が甘いというか、今までのそういうことが小樽の今の教育現場となり、国会で取り上げら

れるような現場になったのではないかと、ということを非常に身近に感じている一人です。

その辺について、改めて、教育長から、小樽の異常な状態、正常化というのは昭和54年に持ち上がって、まさに24年もたっていて、いまだに教育の問題で各党から緊急質問される教育指導の在り方というのは、もう少しきちっとした、ちょっと私は腑に落ちないのですけれども、もっと教育長の考え方を示してください。

教育長

教育問題にはいろいろな課題がありまして、それに対して一つ一つ適切にすべく努力を続けてまいりました。たまたまこの平成13年度に、国旗・国歌の問題を初め、勤務時間における組合活動、そして、今回のチームティーチング加配にかかわる問題と、今までたまっていたことが一斉に外に噴き出したような感じがございます。

私は、チームティーチングに限りますと、この問題については、道の教育委員会が示した考え方に大きな影響があった、そういうふうに申しましたし、何よりもまず、教育委員会に責任があったということは予算委員会の中でもお話を申し上げております。

しかし、現在の道教育委員会の立場は、小樽市の平成13年度分の実態について調査報告し、国の方でどのような判断を示すかを待っている段階でございます。あす、私は道教育委員会と一緒に文部科学省を訪ねますが、そのときにその一端が示されるのではないかと、そういうふうに考えております。その示されるところに従いまして、ぜひ教育委員会を開催して、みずからの措置について検討をいただきたい、そう考えております。

小林委員

小樽の子供たちのために一層のご努力をお願いします。

商業振興の件について

問題をちょっと変えまして、1点だけ、商業振興の件について。

本当に通告していなくて申しわけございません。

今、小樽駅前中央通は、まさに、小樽駅をおりますと、小樽のまち並みが一変するすばらしい整備の状況です。その中で、都通り商店街もちょうどその角にあるものですから、花園銀座商店街と都通りのことについてちょっとお伺いします。

今回、予算説明書で商工費、商店街近代化助成費に伴う約3,600万円が計上されていますが、これはいわゆるTMO事業にかかわるものであると認識をいたしております。

まず、3,600万円の内訳とその事業費を、簡単でいいですけれども、お伺いいたします。

通告なしで申しわけございません。

(経済) 商工課長

済みません。担当主幹が今日は出ていないものですから、私の方からわかる範囲でご答弁させていただきます。

まず、都通りと花園銀座商店街は、14年度にTMO構想に伴う環境整備事業2本を行う予定でございます。都通りの方は、基本的にはアーケードの補修を基本にしておりまして、ここにつきましても、総事業費が約3億4,000万円ということでございます。それに対して、国の補助、道の補助、あるいは、市の方も、近代化施設の設置費助成ということで、先ほどございました三千数百万の内訳の中の補助をしております。

さらに、都通りの方は、景観の助成金、これも市の補助ということでここにもしてまいりたい。さらには、金額的には、補助で間に合わない部分については、融資ということで、小樽市が持っておりますグレードアップ資金を融資としてこれらに充てていただくというようなことで考えています。

それから、花園銀座商店街の関係でございますけれども、これは、歩道のロードヒーティングあるいは駐車場、それから、コミュニティ道路的な雰囲気の中でその商店街を盛り上げていく、そういった整備等が中心でございます。これにつきましても、先ほどお話をいたしました三つの補助、さらには市の近代化施設の設置費助成、グレードアップ資金、こういった資金を充ててこの二つの事業を進めていくというふうに考えてございます。

小林委員

ロードヒーティングとか、いろいろな事業の特徴などはどのように評価されていますか。

（土木）建設課長

花園商店街の活性化支援策ということで、土木部の方も実はコミュニティ道路整備を予定してございます。

ただいま経済部の方で申しあげました歩道のロードヒーティングの拡充、私どもの方はコミュニティ道路の整備、それに伴う歩道の効率化ということを行うわけでございますけれども、それと並行して商店街のところでロードヒーティングを整備する、そういうような形で行政と民間の方とのいわゆる共同作業の中でまちづくりの基盤をつかっていこうという事業でございます。

小林委員

これは、いずれもハード事業であります。例えば商店街としてのソフト事業というか、商店街で何か考えている事業があるのですか。

（経済）商工課長

ソフト事業の関係でありますけれども、これは、一つは、両事業ともに14年度にオープニングセレモニーを行う予定になってございまして、その際に、商店街での大売出し、あるいは、商店街のマップをつくるだとか、カレンダーをつくるだとか、そういった記念事業も予定をされている、そんなふうには聞いてございます。

小林委員

本当に財政が厳しい中ですね。今、小樽でマイカルの話が取りざたされて、非常に暗いニュースというか、小樽市民が深刻にとらえております。せめて、昔からの花園銀座通、また私がよく行っていた都通りの整備計画は、市民が望んでいるというか、既存の商店街の方々も大いに期待しておると私は思います。パーフェクトな整備事業になるように、大いに力のかすというか、商店街の皆さん方のこれからの経済活動を考えれば、まさに市を挙げてその事業に取り組んでいただきたいと思えます。

答弁は要りません。

以上です。

松本（光）委員

ただいま通告外の質問が長くなりましたので、私と成田委員から通告しているやつは一切やめます。

助役2名制について

ただ、通告外でとんでもない質問を1点だけ、突然、市長にしますので、何でそんなことを聞くのだと怒らないでください。

今ここに来て、今後、助役の2名制というのはあり得るかどうかということをお伺いします。

市長

3年前に助役1名制ということで進めてまいりました。小坂助役には、従来2名のところを一人でやっていたいて大変苦労されている状況です。一方では、1人分の人件費は4年間トータルしますと相当な額になりますから、私としては、引き続き1名でもどもに頑張っていきたい、こう思っております。

松本（光）委員

終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

第二病院について

一般質問をいたしました第二病院について、まずお尋ねいたします。

第二病院に入院するには、どのような手続が必要なのか。

（二病）事務局次長

一般に、病院に入院される場合、保険証の提示と入院書の記載というような手続があります。

大島委員

この入院書を見ますと、保証人という欄がございますね。この保証人の役目はどのような役目なのか、お聞かせください。

（二病）事務局次長

入院期間中の患者様のいろいろなことに対する連絡ですとか、それから、入院される患者さんが重篤であった場合の細かな部分について、一緒に処理をされるといいですか、そういった意味で保証的な意味で取り交わす文書でございます。

大島委員

いろいろな役目ということですが、治療費その他の金銭的な問題についてはどうなのですか。

（二病）事務局次長

委員のご質問は、いわゆる連帯保証人的な意味での保証人ということであれば、そこまでは調べのない文書かと思っております。

大島委員

入院書というのがございますね。ここに記述をする、保証人の欄がございますね。この保証人のことについて聞いているのです。

（二病）事務局次長

私も今、この保証書を持ってきておりませんが、これはいわゆる、先ほど答弁させていただいたような入院期間中の患者様のいろいろな事務処理の連絡ですとか、それからまた、それ以外の部分でのそういったことの保証というようなことで理解しております。

大島委員

だから、ここに記述されているのは、上記の者の入院につきましては、診療その他についてのご指導を守り、かつ、患者についての一切のことは私どもにおいて引き受け、病院にご迷惑をおかけいたしませんと。この中には、診療報酬の、例えばですよ、支払いの件についても入るのではないですか。どうなのですか。

（二病）事務局次長

いわゆる支払いの件のご相談とか手続とか、そういうのは入ってくるかと思えますけれども、連帯保証的な部分までの保証というものにはなっていないと理解しております。

大島委員

お尋ねしますが、一般質問で市長から答弁をいただいております。患者に対する請求ですね。まず一つは、支払いの方法については病院の会計窓口で直接支払う方法、二つ目として、金融機関からの振込みによる方法、中には、金銭の自己管理が困難な場合は身元引受人を通じて支払われるケース、これには保証人は入っていないのですか。

（二病）事務局次長

当然、滞納等の場合の支払いのご相談というような形では保証人とやる場合がありますけれども、いわゆる本人にかわりまして代位弁済を行うようなところまでの義務とありますが、それを法的に担保するというような書式までにはなっていないと理解しています。

大島委員

身元引受人、この場合についてはどうなのですか。

(二病) 事務局次長

身元引受人の場合は、いろいろな形の身元引受人というのがあります。確かに、金銭管理までやる場合とか、それから、病状によって身元引受人を立てながら善意を促す、そういったものについてのいろいろなケースがありますけれども、それはドクターとご本人と身元引受人、そういったいろいろなケースになるかと思います。

大島委員

第二病院では、身元引受人をされている入院患者さんがおられると思います。今、答弁があったように、金銭管理を行っている、任されている身元引受人もいると思います。この方については、どのような請求をしているのですか。

(二病) 事務局次長

身元引受人ということでございますけれども、入院に当たりましては、大抵の場合はご家族、ご兄弟、ご親族の方がなるとというのがほとんどの例でございます。身元引受人といいますと、いわゆる第三者といいますか、見る方がご家族にいないとか、そういったケースではございます。現状では、第三者の方に、支払いですとか、そういったものを行っているケースというのは、つい最近まではございましたけれども、現状はございません。

大島委員

昨年12月、私のところに市民の方が相談に来ました。平成9年から3年4カ月余り、昨年10月までA君は入院をしておりましたが、この間の病院代、治療費、食事も含めて約150万円を超える滞納があることが昨年の暮れにわかりました。そのことで親族の方が相談に行ったことはございますね。

(二病) 事務局次長

確かに、昨年の暮れにそういうご相談はありました。

大島委員

この方の金銭管理は、身元引受人が一切をやっていたのです。平成8年に父親が亡くなり、平成9年に母親が亡くなり、そして、知人の方が身元引受人になったわけでございますが、この間の治療費は、先ほど申しましたように、150万円を超えるものが滞納になっていた。市長答弁では、身元引受人などに対し、文書や電話による督促のほか、委託契約による集金人が直接戸別訪問をし、集金を行っております。このように答弁があるのですが、この方についてはどのような方法で行っていたのですか、お尋ねします。

(二病) 事務局次長

ご質問の患者さんの件でございますけれども、第二病院といたしましては、身元引受人になられた、この患者さんは3回ほど入院を繰り返したわけですが、そのときの未納金の処理につきましては、ドクターからのお話もありまして、身元引受人の方と未集金の処理について電話にて直接連絡をしております。

大島委員

また、いろいろなことがございまして、親族の方が今年1月31日付でA君の身元引受人をするということで病院に手続に行っていることはご存じですか。

(二病) 事務局次長

そうですね。1月31日付でそういう事実がございます。

大島委員

そうしますと、この間の滞納されている治療費その他のものについてはだれが支払わなければならないのか。前段の身元引受人は、親族の方の申出によりますと、金銭の管理、財産の管理一切を身元引受人がやっておりました。この間、病院の方へ8万円ずつ2回の支払いをされております。身元引受人からされております。そして、残りが

百五十幾万です。そして、毎月のお小遣いも身元引受人の方から病院の方に振り込まれているのではないですか。いかがですか。

(二病)事務局次長

経過はそのとおりでございます。

大島委員

そして、後ほど身元引受人になられました親族の方が、3年4カ月余りの治療費がこんなに滞納になっているということに驚いて、なぜ請求をしてもらえなかったのか、督促をしていただけなかったのかと。このことについても、1月の新年早々に、本人と、私も同行して病院へ尋ねていきました。その後、振込みがあったやに聞きますが、だれからどこへあったのですか。幾らあったのですか。

(二病)事務局次長

身元引受人の方から、委員のご質問である150万円という数字も出ておりますので、数字を申し上げますが、50万円の入金手続がありました。

大島委員

後ほど、身元引受人になられた方が、残金については、だれが、どちらが払う義務があるのか、責任があるのか、そのように尋ねておりますが、前半で申しましたように、一切の金銭管理については前の身元引受人がやっております。この件については、病院側としては、今後、今申しました残金についてはどちらへ請求あるいは督促をする予定なのですか、お聞かせください。

(二病)事務局長

この方は150万円ほどの未納があったわけでございますけれども、1月末に50万円の入金がございます、残り100万円ほどは依然としてございます。

この考え方でございますけれども、本来であれば、入院中ということで、元の身元引受人の方が支払う義務といえますか、金銭管理をしていた方に請求をするということになるかと思いますが、裁判所の中での調停という中でその部分は明らかにするといえますか、そういう形で現在進んでございますので、私どもといたしましては、まずその結果をお聞きしてその辺を判断していきたいというふうに考えております。

大島委員

今、裁判所の調停と言っておりますけれども、だれが調停を行っているのですか。病院側ですか。

(二病)事務局次長

元の身元引受人の方と、患者さんの実の母親というふうに聞いております。

大島委員

私が懸念をするのは、この相談を通して、病院会計の事務が適正に行われていたのかどうか。そしてまた、たまたまAさんの相談でありますけれども、他に同じようなケースはないのかどうか、私はこれを一番心配しているところでございます。

同じようなケースがあるとすれば、今、市立病院の建てかえという大きな問題を抱えております。経営改善に向けて一生懸命努力しているのも承知しております。また一方では、手が足りない、これは第二病院ですよ、手が足りない、手書きだ、このような話もされておりますが、事務の機械化、OA化、これは一体どうなっているのか、私は大変疑問に思っております。そしてまた、市立病院は、樽病と第二病院がありますけれども、お互いに連携をとりながらやっているのかどうか。この点についても、この相談を通して大変疑問に思っております。

手が足りない、手書きだということについてどのような考えを持っているのか、お聞かせください。

(二病)事務局長

督促の事務の手続でございますけれども、現在、第二病院におきましては、督促状は手書きで行っているという

のが実態でございます。年度末の集計ですとか、そういったものにつきましてはコンピュータで最終的なトータルの数字が出るわけでございますが、そういった関係で、多数のそういった処理ができていないというのが実態でございます。

私どもは、やはり、督促を文書で発送するということは必要だというふうに考えてございますので、現在、コンピュータでの処理の準備を進めまして、年に一度は文書による督促を行っていくというふうに考えてございます。

大島委員

手書きのために大変な作業を続けていると、資料をお願いしてからのことでございました。しかし、事務の合理化、OA化に取り組んでもう10年以上になるのではないですか。本来なら請求をしなければならぬ督促状が、市長はされているような答弁をされておりますけれども、私は疑問に思っております。

といいますのは、1月8日に訪ねていったときに、15日かな、本人と訪ねていったときに、している、それでは記録を出してくれ、電話だ、記録はないと言っていながら、今月の議会が始まる、通告をする4日の午前中に、実は督促をしておりますというような文書を持ってこられても、私は信用するわけにはいかないのです。適正な事務が執行されていたのであれば、事務局に尋ねたときに即答できたのではないかと、そのように私は思っております。

これから大変大きな問題を抱えているわけですから、適正な事務執行をとり、樽病と連携をとりながら、ぜひ事業を進めていただきたいと思えます。

樽病の局長さん、いかがですか。連携をとってやっていただけますか。

(樽病) 事務局長

今、第二病院の次長からご説明申し上げましたように、コンピュータシステムは基本的には医事システムということで、私どものホストコンピュータがありまして、残念ながら、今お話がございました未集金の回収調整システムというものについては手書きになってございます。今、二病の局長からご答弁申し上げましたように、このシステムを第二病院でも導入できるよう検討してまいりたいと考えてございます。

それから、いろいろご指摘がございました。ご質問のケースについては、特異とは思いませんけれども、私ども病院といたしましては、未集金については債務不履行の問題でありますし、ご指摘がございましたような病院の経営を考えますと放置するわけにはいきませんので、今後とも第二病院と十分協議をしながら未集金の早期回収に努めてまいりたいと考えております。

大島委員

督促をすることによって、いろいろな事情があったにせよ、50万入っているのですよ。だから、日常の業務をきちっとやっていただきたい、そういうふうに思います。

質問を変えます。

交通記念館について

交通記念館についてお尋ねいたします。

交通記念館の会計年度を見ますと、1月1日から12月31日ということでございます。そろそろ13年度の決算見込みも出ていると思います。決算見込みの部分については6月の議会に送ることにしまして、一つ、手宮駅舎がございまして、これは、当時、どのぐらいの建設費がかかったのか。そしてまた、現在どのような状況か、お聞かせください。

(社教) 三好主幹

手宮ゲートの位置につきましては、平成8年のオープンから平成11年11月3日まで、夏期のみ営業で窓口をあけておりました。その間、手宮ゲート口の利用者は全体的な入館者の割合から見ますと5%から6%と利用実態が少ないことから、当時、平成12年より通年閉鎖ということにしております。現在利用されている部分は、手宮口の方に転車台等がありますので、あちらの方のアイアン等の利用者の方とか、あそこら辺まで散策する入館者の休憩室

として利用されております。

それから、建設費ですけれども、合計でやっておりますので、申しわけありませんが、取得価格としては2,249万1,000円というふうになっております。

大島委員

平成12年、13年の約2年以上も閉館のままです。あそこを通るたびに、何か地域で利用する方法はないのかと。本当に残念です。皆様方がよく言う費用対効果、2,200万円余りをかけて、冬はどのような現状になっておりますか。特に五差路のところにもものすごく広い歩道もあるけれども、そこは雪ため場になっているのではないですか。まだ雪の山ですよ。立て看板がついております。これは本当に、ただ閉館ではなくて、有効利用はないのか。これはぜひ考えていただきたいです。もったいないですよ、あの場所に。あそこには、ホームックがあり、スーパーもあり、大変人通りの多いところですよ。その一つの建物が、交通記念館の付随の建物として建てられたものが、この2年余り、全く利用されていないということは、大変残念な思いをして毎日通っております。

改めて、今どのような状況にあるのか。議会が終わった後でも結構でございます。すぐに目で見て感想をお聞かせください。れんがづくりの大変立派な歩道ですよ、あそこは。広くて。聞いていますか。今年は幸い雪が少なかったからあれですけれども、去年あたりはあそこにみんな集めるわけでしょう、除雪車が。残念でなりません。

再利用計画についてどのように考えているのか、もし考えがあるとすれば、お聞かせください。

(社教)三好主幹

委員がおっしゃるとおり、あその場所については、会社内等も含めていろいろ考えているのですが、いまだ決定的に再利用しようということには残念ながらなっておりません。おっしゃるとおり、あその近隣にはマックスバリュ、ホームック等もございますし、地元でも、5月には夜桜のライトアップだとか、イカ電祭りだとか、いろいろな行事をしております。そういう中で、今後は、地元の方々、地域商店街の方々の意見も聞きながら、地元の関係者と記念館側も含めた手宮ゲートの利用について話し合っていきたいと思っております。現場も見ております。

大島委員

町内会長さんもいるそうでございます。それはさておきまして、もっともっと真剣に考えて、閉館をして2年たっているわけですから、市民はやはり首をかしげますよ。

そういうことで、地域にとっても有効な、利用価値のある、それこそ費用対効果が出るような再利用の仕方を真剣に検討していただきたい、このように要望して、質問を終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

佐野委員

学校週5日制について

教育委員会に一、二点だけ伺います。

今定例会でもいろいろな教育議論がされてきました。具体的には、TT問題とか国旗・国歌等の問題がありました。これはこれで実りある議論かなと思ったのですが、一方では、いよいよ新学習指導要項に基づく学校週5日制が4月からスタートするという非常に大事な観点が一つございます。この制度というのは、基本的には、小樽の教育界に大きな変化と大きな効果を与える非常に期待される、また関心を持たざるを得ない、そういう制度のスタートだと、このように思っております。

私も、代表質問で、こういう観点について教育長の見解を聞いてきたのですが、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

第1点目は、学校週5日制に関して、学校の評議員制度など、保護者を初め、地域住民が学校運営に主体的にかかわり、学校も地域の教育力を最大に引き出すことが大事なのだ、こういう見解を求めていますけれども、具体的には、教育長から学校評議員制度をきちっと考えていくと、こんなお話がございましたので、学校評議員制度は何校を対象にしていこうとしているのか、この制度の目的だとか、構成だとか、役割だとか効果、この辺についてまず見解を求めておきたいと思います。

(学教) 総務課長

学校評議員制度の目的でございますけれども、学校評議員につきましては、代表質問の方で教育長からご答弁申し上げましたように、学校が保護者や地域の方々の信頼にこたえまして、家庭や地域と一体となって子供たちの健やかな成長を図っていく上で、その方途の一つといたしまして、地域や社会に開かれた学校づくり、その目的のために設けられたもの、このように考えております。

また、役割についてですが、これにつきましては、校長先生の求めに応じまして学校運営について意見を述べる。校長先生から求められた事項につきましてその意見を述べる。その際に、逆に、学校に対して、学校の運営方針だとか、そういうものに対して保護者や地域の考えをお知らせする、そういう双方向の役割があるだろうと考えております。

それから、構成につきましては、地域関係の方、それから保護者等々、いろいろな方を校長先生の方で推薦をさせていただきまして、推薦された方につきまして、教育委員会でご委嘱申し上げるということで考えております。また、構成ということで、人数を含めてお答えすれば、今のところは各校5名程度を標準に考えていきたいなど、このように考えております。

また、効果の部分でございますけれども、学校評議員制度が導入されたことによりまして、地域との連携、家庭との連携、そういうものが一層推進されまして、保護者や地域の方の意見が取り入れられるとともに、学校からもいろいろな情報を発信していける、そういう中で、学校としての説明責任といいますか、そういうものを果たしていける機能を有するものだというふうに考えております。また、これからの総合的学習の時間とか、そういう中で保護者の方の協力を得るとか、地域の方の協力を得る、そういう中でも学校評議員は有効になっていくだろうと。そういうことで、いろいろな観点から有効に働く、必要なもの、こういうふうに考えております。

教育長

この制度は、平成12年1月21日に文部省次官通達によって定められたものです。その後、12年4月から道教育委員会において14局管内でモデル校をつくって、1年間検討をいたしました。その後、小樽でも考えなければいけないと検討を続けてまいりましたが、14年6月ころから、小学校2校、中学校2校程度をモデルとして実施をしていきたい、そう考えております。

佐野委員

学校週5日制のキーポイントはゆとりです。子供たちが変化の激しい社会の中で生き抜くために必要なみずから主体的に判断し行動する力を学び、そして、生きる力をゆとりの中で養うというのが5日制のすべてなのです。そのための5日制であり、さまざまな事業展開がされるということです。

そうしますと、一方では、偏差値偏重の学歴的社会だとか、受験社会だとか、要するに、ゆとりを求めていながらゆとりを許さないような、今はこういう教育環境にあるわけです。ですから、そのゆとりを、長い目で見て、あるいは短期間に見て、どのように先生方に指導していくのか、あるいは保護者もそれをとらえるのか、地域社会も含めて、どう長い目でゆとりを養っていくのかということが大きな大きなすべてのポイントだというふうに私は思うのです。それについて、教育長の理念なり見解を求めておきたいのが一つです。

それからもう一つは、話として出るのが、今言うように、教育は地域と家庭と学校だというのは、話としては随分叫ばれてはいるのです。しかし、現実問題は、保護者、家庭は、家庭で教えるべき家庭教育の原点を忘れて、結

果的に学校教育に依存してしまう。つまり、学校にすべて教育を投げてしまうという現実があるわけです。一方、学校では、学校から地域を見たときに、先生方、教職員の地域へのかかわりの希薄さ、すごくかかわりがないと。口では「学校、家庭、地域」と言うのだけれども、これが現実問題としてはばらばらなのです。そういったことをどう克服していくのか、特に学校側、教師の側から地域社会にどう入り込んでいくのか、こういうような視点も非常に大事なのです。

この議論の中で、ゆとり、あるいは、土曜休日に社会施設などいろいろなところで学ばせてやろうと、こういう議論をされて、今、随分力を入れているということは十分理解できたのですけれども、今申し上げた2点は非常に大事なポイントだというふうに思うのです。それも含めて、教育長の理念といいますが、改めて考え方をきちんと尋ねておきたいと思います。

教育長

まず、2番目の家庭教育の問題ですが、文部科学省は、つい先ごろまで、家庭教育に踏み込むことをためらっておりました。しかし、子供の姿が非常に変化してまいりましたので、厚生労働省などと連携をとりまして、家庭教育ノートというものをつくり、学校が積極的に家庭にかかわっていこうという姿勢を示しております。私は、これは一面における変化だと思いますが、やはり、基本、根本は家庭で家庭教育をきちんとやらなければいけない、それは疑ってはいけないうらう、そう思っております。そのことをまず大事にしたいと考えています。

それから、第2番目に、学校の先生方は、地域にもっと開かれてほしいと願っても、地域に入っていこうとする自信といいますが、そういうものを失っていると考えています。ですから、教師がもっとプロらしく、もっと教えることのできる、指導することのできる、子供に愛情を持てる教師にと、もっと力をつけてほしい。そうしたときに、地域から学校にどんな方が入ってきても恐れることはないのらうと。そういう意味で、小学校2校、中学校2校のモデルの中で、教師がどのような力量でもって地域と親しく、あるいはその意見をどうやって酌み上げていくかということがポイントになるのらうと思ひます。端的にはそんなふうと考えております。

佐野委員

もう一言、過酷な受験戦争だとか、偏差値偏重のこういう中でのゆとりという観念がもう少し欲しかったです。

いずれにしても、教育長の今のお話は賛同できる話でございます。国旗・国歌の議論も大事ですけれども、まさに今、大きな教育環境の変化がスタートするということで、しっかりととらえて、小樽の教育行政がより充実するように、こんな観念の質問でございました。

教育長

偏差値の問題にお答えするのを失念して、申しわけないと思っております。

偏差値の問題で言いますと、今までの相対評価という中で、標準的には200人ぐらいの集団を評定で1から5までの段階で7%、28%、36%という形で輪切りをいたしておりました。しかし、今度は、絶対評価ということで、絶対評価というのは到達目標を決めてそれにどれだけ近づいたかということで評価する。そして、その中でさらに個人内評価として、個人で努力目標を立ててどこまで伸びたかというふうに評価するということで、いわゆる詰め込み教育から、その個人、その児童・生徒の考える力、学ぶ力をもっと大事にしていこうというふうに考えておりましたので、これは、評価観が変わったということも含めて大事な点であつたらうと思ひます。補足をさせていただきます。

佐野委員

ありがとうございました。

新年度予算と財政運営について

それでは次に、財政の方に何点かお尋ねします。

限られた時間でございますので、早口で行きます。

今日は、第1回定例会の最終の予算特別委員会なのですが、さまざまな議論がありました。また議題もございました。私が一番関心を持ったのは、新年度予算と財政運営というのが今定例会の一番の課題なのだろうな、関心なのだろうな、こういう観点を持って何点が質問してきました。いわゆる厳しい行財政の中で、将来の市民生活の基盤をどうつくるか、つくるかということよりも、どう守るかというような、今はこんなような状況なのかなと、こういうふうには思っています。

3月15日の総務常任委員会でも明らかになったのですが、今後の財政収支試算というものが改めて財政部の方から提出されました。それを見て、あるいは聞いて、ますます財政を取り巻く小樽市の財政状況というのは厳しいのだなということを再認識したというのが現状でございます。この試算の関係で何項目か確認をしておきたいのですが、14年度の試算で、当初、たしか20億円ぐらいが、14年度の予算ですよ、14億5,000万円とちょっと小さくなっているんで、これはどういうことなのか。前にもちょっと話をしたように、いわゆる2定以降の補正も含めて14年度が少ないのかどうか、その辺の確認を最初にしておきたいなと思っております。

（財政）財政課長

今のご質問でございますけれども、当初、前の健全化計画におきます財政収支試算におきましては、14年度は約20億円の財源不足になっております。今回お示ししております収支試算につきましては14億5,000万円です。これは、2定補正で予定しております広域ごみの部分と小樽病院への繰出金の分を見ておりますので、14億円となっております。この差で4億5,200万円よくなっていると、数字上はなるのですけれども、当初の健全化計画の試算自体が12年、13年の予算をベースにしていますので、そのまま行けばこのぐらいの収支不足になるという見通しでございます。そこから見ますと、税収から地方交付税が大きく落ち込んでいますけれども、一方では、人件費等で大体6億3,000万円ほどよくなっております。今回、20億円の財源不足のままですと当然予算を組めないわけですから、私どもも、予算編成の中で、従来であれば決算整理等で最後の補正でやっておりました起債等の洗いを当初から見られるものは見ていった、そういうことで6億から7億ぐらいの差はあるのではないかと。その結果、5億5,200万円ほど、当初の試算よりはよくなっているということでございます。

佐野委員

この試算を見ますと、市税が15年度以降は15億円台ですとずっと推移をしていくような状況、下回って推移していくことになるのですけれども、この要因はどういうふうに見ているのでしょうか。

（財政）財政課長

市税収入の動向ということでございますけれども、今回の見直しの中では、やはり、市税と地方交付税の収入をどう見るかということが一番大きな要因でございます。当然、市税収入につきましては、固定資産は別にしまして、直接、景気動向の影響を受けてくるわけです。実際に13年度、12年度から非常に大きく税が落ち込んだということもございまして、減少傾向で見ればいいのか、それとも、国で示しております成長率等を見ますと、14年は横ばいで、15年から若干上向くという観測もなされておりますけれども、財政部としては、現時点ではやはり増減ということが見込めないものですから、14年の予算をベースにして試算しております。

端的に言いますと、市民税につきましては、個人、法人とも14年度予算と同額で試算しております。ただ、固定資産につきましては、15年に評価替えを控えているものですから、評価替えをやった場合に当然減の要素がございますので、その分と。あとは、償却資産等はシミュレーションができるものですから、固定資産については実際の収支見通しになっておりまして、市民税については横ばいということで見させていただいた、そういうことでございます。

佐野委員

市税とは直接関係ないのですけれども、関連があると思うので、経済部の方に聞きたいのです。

我々は、小樽市の経済活動、産業活動全体を見て、今日、経済情勢が悪いとか、景気が悪いとか、一口で小樽市

は全部だめみたいな、こういう話をよくするのですけれども、小樽市の経済活動の個々別の実態というのは一体どうなっているのかということもきちっと見ておかなければならないだろうなど。こういう状況を受けて、落ちる業界もあるし、横ばいの業界もあるし、伸びつつある業界だってあるはずなのです。その辺は、市税との関係との絡みで、きちっと、一口で大変だと言うのではなくて、中身が大事ななというふうに思うので、もし押さえれば、建設、小売、卸、製造などなど、それぞれの実態をわかっている範囲で示していただきたいと思います。

(経済) 商工課長

小樽市の経済の実態というご質問だと思います。

まず一つは、たまたま昨日、小樽市の製造品の出荷額の12年速報値が出ました。その数字を見ますと、これは工業統計という数字で製造業の部分でございますが、残念ながら、11年から12年にかけて82億円ほど生産額が減っておりまして、4.5%ですけれども、これについては大変残念な結果だなというふうに思っております。さらに、今お話がございましたとおり、押しなべて全体的にかなり厳しい状況なのは事実ですけれども、例えば、観光サービス業などというのは、商工会議所でやっています経済動向調査などを見るとかなり健闘している。そういう意味では、現状の小樽の中では観光産業的なものがポテンシャルを示しているということも数字としては出てございます。

ただ、非常に大きいのは、小売業、建設業、さらには運輸・倉庫、このあたりが、今言った順番で数字的には厳しい状況にある。さらには、小樽の場合にはかなり中心的な地位を示しておりました卸の関係、これについても、昨今、卸売業自体が、交通事情の中でそういう地位を保てないという中で厳しい状況にある、今はそんな状況で押さえさせていただきます。

佐野委員

ご多分に漏れず、そういうことを称して総体的に小樽の経済活動の実態というのは悪いという話がよく見えるのです。特に建設などというのは大変だという話を聞いているし、小売、卸あるいは運輸関係も大変だと。ところが、大変なところというのは市民の就業率が結構高いとか、いろいろなところで市民生活が大変な現状になっているということもイコールとして出てくるのです。

今もちょっとお話が出たのですが、悪い話ではなくて、僕らが見ていると、観光の関連業界なんかというのは、観光客の入込みもどんどん増えていて、結構順調に推移をしているのだろうなどという見方もしているのですが、もう一回、観光関連業界、産業の課題も含めて示していただきたい。

それから、港湾関連業界などはどうなのかなと。先ほどは、倉庫などもきついという話になっているのですけれども、この辺も、石狩湾新港区域も含めてどう見ているのかということと、やはり、新港区域というのはまだまだ可能性のある地域ですので、そういった課題も含めて見解を示していただきたい、こういうふうに思います。

(経済) 観光振興室長

観光関連事業所関係の状況でございますけれども、上期の入込み客が5%ちょっとぐらい、13年度は12年度に比べて増えております。

市内経済に対する影響ということで考えますと、代表質問でもお答えしましたが、いわゆる12年度の経済波及効果において、最終的な経済波及効果は3,051億円、これは市内産出額に対してどれぐらいのウエートを占めるかということ、製造業と建設業を合わせて3,150億円ぐらいです。ですから、これに匹敵するくらいと。

ただ、観光関連産業というのは産業分類上のもものではございませんから、逆に申しますと、いわゆるすそ野の広い産業だということが言われています。ですから、この項の金額が非常に大きくなると市内の経済の底上げにもつながるということで、今後とも、観光産業、いわゆる滞在型、通年型という意味からしましても非常に大事なことだというふうに考えます。

(港湾) 港湾振興室長

港湾で言いますと、具体的にどこがということにははっきり決められないところがあるのですが、貨物量などを見

ますと、新港の方は、速報値ですが、13年は330万トン、12年が290万トンですから、それだけ増えてきている。一方、小樽港を見ますと、フェリーなどでは100万トン近く落ちています。これは狂牛病の影響などもあるのですが、そういった中で、肉であるとか、それから、ちょっと言いますと、狂牛病の影響でタマネギなど野菜の本州向けがかなり落ち込んでいます。これは、牛肉の消費が落ちますと、肉の文化の、あるいはすき焼きだとか、そういったものの野菜が落ちるといって、フェリーがかなり落ちてきているということです。また、一般貨物で言いますと、数十万トン落ちてきているという実態はございます。そういうことから言いますと、総じて、港湾関連では、小樽港本港は厳しい状況になってきているということでございます。

ただ、個々のお話で言いますと、厳しいというお話はお聞きするのですけれども、企業さんの中での具体的な数字というのはなかなか教えていただけないという部分もあるものですから、大ざっぱな言い方ですが、ただいま申し上げたような状況にあるということでは押さえております。

佐野委員

いずれにしても、地方交付税も厳しい、市税も市内の経済産業活動が低迷している中ではなかなか厳しいなということとはよく理解できるのですが、これは、不明瞭な話なのか、想定した話なのか、認識としてお伺いしておきたいのです。この間も経済部長がちょっと言っていたのですが、赤字再建団体に落ちるといような話をよく聞くのです。そういう言葉を聞くのですが、もちろん経験したこともなければ、周りで見たこともないものですから、具体的にどういう状況になったときにそういうことになるのか、もしなったらどうなるのかみたいな話を参考までに聞いておきたいのです。

財政部長

自治体が赤字団体になる場合には、決算をして、1円でも収入が不足した場合には赤字団体ということになります。赤字再建団体というのは、標準財政規模、俗に言いますとその自治体の生活費ですが、それが市の場合で言いますと370億円なのです。ですから、その370億円の20%の赤字を出した場合には、もう再建団体として国の管理下に置かれる。そうすると、全部、事業をしたり、借金をしたりする場合には、国の許可が一つ一つ要するという形になりますから、現実的には、極端な話、今やっている敬老パス的な単独事業と称するものはまずやめて収支を図っていくという形になっていくだろうと。これが赤字団体です。

全国的なことと言いますと、九州の一町ですけれども、これが赤字再建団体になって、やっと12年度決算で黒字になったということで、1カ所だけが赤字再建団体でした。ただ、12年度決算をして赤字だったという赤字団体については、今は四十数自治体は実際は赤字という形になります。

佐野委員

わかりました。参考までに聞かせてもらいました。

最後の質問ですけれども、これは市長に最終的にお尋ねをしていきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、収支試算で15年度で45億円、16年度で48億8,000万円、17年度で55億1,000万円の収支不足が示されています。大変な金額ですね。一時、ため込み主義と批判された時代が懐かしいなという話をどなたかが言っていましたけれども、懐かしいどころか、本当に大変な状況なのだろうなという認識をしております。

2月25日に財政健全化緊急対策会議を立ち上げましたよね。その中で、組織機構、給与、手当の見直しなどを緊急に決定し、実効性のある取組を行ってまいりたい、このように述べておられたし、また今回も収支試算の中で改めて強調されております。総論としては十分理解できるのですが、もう少し具体的に示していただきたいものだ。

これは、組織もそうだし、機構も給与も手当も全部含めて、ある日突然発表して、ある日突然可決できる話ではないものばかりですから、職員の身分にかかわる問題から、生活にかかわる問題から、いろいろなことも含めてということ。まして、緊急に立ち上げて実効性のあるという話になりますと、相当に腹を決めた財政再建をしなければならぬのかな、こういう認識でおります。

いずれにしても、これは、議会だって責任がある話ですし、行政もより一層努力しなければならない話ですし、こういう大変な赤字収支見込みというのがあれば、もう一度、腹を決めた財政運営というのが大事なのかなというふうに思っておりますので、この辺を含めて市長の見解を聞いて、終わりたいと思います。

市長

本当に、相当厳しい状況は間違いないです。それで、緊急対策会議を立ち上げまして、まず一つは、直ちに取り組むもの、さらに、これから引き続きやっていくもの、そういった問題を整理します。そして、こういった非常に大きな額が不足するわけですから、一定の目標値を決めまして、幾らというものを決めて、その中でどれにすぐ取り組んでいくかという項目を早急に立ち上げます。当然、職員の皆さんの協力も必要でございますし、職員組合の理解も必要でございますから、そういったことも全部含めて、トータルで、相当の項目にわたって取り組まなければ、こういった不足財源を生み出すのは困難だろうと思っておりますので、とにかく行政全般について本当に腰を据えて取り組みたい、こう思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

国歌問題について

時間になったら遠慮なく言ってください。やめます。

それでは、教育委員会にちょっとお尋ねしたいのだけれども、先ほど小林委員がせっかくご質問していただきましたので、それに関連して、ちょっと見解だけを求めておきたいと思っております。

それは、国歌問題なのですけれども、過日、17校のうちの1校だと思っておりますが、生徒さんが、最も記念に残る、思い出にしたいという校歌を斉唱中に、急に国歌のテープが流れてきた、そして、教頭と校長が2人で国歌を歌っている、非常に生徒も困った、父兄も困ったという想像もつかないような事態があったということが新聞に報道されております。私は気違いざたではないかと思っているのです。

そこで、ご質問しますが、これが事実かというのが一つ。二つ目は、教育委員会もここに出席していたのか。みんな手分けしているようですから出席しているのだらうと思っておりますが、出席しているのかどうなのか。これを正常とお思いですか。教育委員会の見解を求めるとともに、実態調査をすべきだと思いますがいかがですか、お答えください。

(学教)指導室長

お尋ねの卒業式にかかわってですけれども、私どもの方で国歌の斉唱と校歌の斉唱が並行して行われたという事実については、報告を受けておりますので、事実であります。これにつきましては、経過を聞いておりますが、式次第の中には国歌ということで位置づけられ、出席者の方にも周知をされておりました。しかし、進行上の行き違いから、国歌斉唱とされるべきものが、次の次第であります校歌斉唱という案内になり、その中で、式次第と違ったものですから、教頭の方で国歌斉唱いたしますというふうに案内をしたところですが、会場が広いのと、十分に声が行き届かなかったために、一部、国歌斉唱と校歌の斉唱が重なってしまったというふうに聞いております。

なお、教育委員会職員の方は、祝辞を述べるということで参っております。

それから、これについての実態調査ですが、当該校の校長を通しまして、さらに状況について詳しく把握してまいりたいと思っております。

武井委員

時間がないから私は余り深追いしませんが、とりあえず、校歌というのは、我々が同窓会をやってみんな集まって歌っているように、非常に楽しいといいますが、思い出のある歌なのです。それを、生徒さんがみんな斉唱し

ているさなかにテープが入って校長と教頭が2人で歌っていると。このような学校も、17校のうち14校、82.4%が歌ったというのだけれども、この中の数字に入っていますか。

（学教）指導室長

国歌斉唱ということが式次第の中にございましたので、私どもとしては、その1校に含めております。

武井委員

これ以上言いませんが、徹底調査をするということですから、ぜひとも調査をして報告してください。

結核対策について

次の問題です。次の問題は、保健所にお伺いいたします。

小樽市の結核審査協議会条例というのがございますが、これには、開催に際しての規定が第3条にうたわれていますけれども、どのように記載されていますか。

（保健所）総務課長

ただいまの協議会条例の第3条には、協議会は毎月2回以上開催するものとし、その日時及び場所は、委員長が定めて委員に通知するとなっております。

武井委員

今回の商大の結核感染事件に関連して、これが開催されていますか。

（保健所）廣田主幹

このたびの小樽商大生の結核発病に際しまして、1月30日に定期外健康診断を行っておりますが、これは、事前にもその内容についてご報告、お諮りしております。また、実施の後、2月14日の結核審査協議会におきまして、その結果について報告し、感染を強く疑う者、これを私どもは感染者というふうに言っておりますが、その感染者の範囲をどの範囲に決めるべきかということでご審議をお願いしております。

武井委員

これらは大変重要な会議だと思いますが、この会議の中身にもう少し触れてください。

（保健所）廣田主幹

この会議は委員5名から構成されておりますが、保健所長がそのうちの1名です。残りの4名は、呼吸器の専門医、また医師会から推薦を受けた内科医、外科医で構成されております。そして、その役割につきましては、結核の医療に関することが中心となっております。

武井委員

これを毎月2回以上開けということですが、私は、この3月7日に小樽病院の結核患者の対応について質問いたしました。この予特の総括の質問の中身は、今の結核患者対応、小樽病院の問題も含めて開いていますか。開いていなかったら、保健所として、小樽病院の答弁の内容について正しいと思うのかどうか、見解を求めます。

（保健所）廣田主幹

小樽病院の結核対策についてでございますけれども、保健所で小樽病院を立入検査しております内容につきましては結核審査協議会に報告しております。そして、結核の伝染防止のことについては、結核予防法の第26条、また結核予防施行規則の第16条に定められておりますので、それについて、保健所として小樽病院にお願いしているということもご報告しております。

武井委員

お願いしているというのが、ちょっと後ろが聞こえなかったのですが、もう一度答弁してください。

（保健所）保健所主幹

保健所として小樽病院に結核の伝染防止対策についてお願いしておりますのでございます。

武井委員

ということは、小樽病院の内容を視察したということですが、それをやった結果、設備が不十分だということで、それに対して小樽病院に依頼した、こういうことでいいのですか。そのところをはっきりしてください。

保健所長

結核施設を持った病院は全国にたくさんありますけれども、なかなか完璧なところはないのが事実です。小樽病院の場合も、幾つか気になった点は指摘して、それは改善を求めており、小樽病院内もそのようになっているとの報告を受けております。

武井委員

それでは、その内容はどんなものを言いましたか。

保健所長

立入検査の内容に関しましては、保健所としては公表することはできません。

武井委員

それでは、私は3月7日に施設関係について質問しましたが、それらについてはいかがですか。あなたも出席していたでしょう。

保健所長

トイレの件とか、いろいろな件ですね。

武井委員

トイレや病棟の問題です。

保健所長

そういう問題点は保健所でも幾つか認識しておりまして、それに関しては文書で改善をお願いしております。

武井委員

9名の排菌者がいる病棟の問題にも触れているという今の答弁ですが、それは書面をもって要請しているということですが、後ほどこの書面を出してください。

保健所長

保健所の業務としての立入調査に関しましては、これは公表することはできません。

武井委員

それでは、今、私が施設の整備その他についてどういように対応したかと言っているのに、それらの問題も含めて書面で要請したと言うのですから、その中身ぐらいは出せるのではないですか。そうしたら、言わなくたって、言ったと言っていれば、何にもならなくなるのではないですか。

保健所長

保健所の立入検査は、一つの業務として毎年1回行っております。その結果については、各病院に行政文書として、改善なりとか、そういったものを要望する。これは、あくまでも保健所としての業務の一つであり、それは一般的には公開するものではないと考えております。

ただ、病院に対しては、文書としては提出しております。

武井委員

それでは、このマル秘文書は何に定めてあるのですか。

保健所次長

医療法に基づいております。病院の立入検査は医療法の第25条に基づいて実施しております。小樽病院だけではなくて、指定の20の病院すべてで実施しております。

武井委員

私は、こういう議会の中で問題になっている施設の改善、これはちゃんと予算案の中にも施設の改善問題で予算を盛ってあるわけですから、それに対して我々がこうすべきだというふうに主張している。それらについては、文書で言っていると言いつつ、それらの内容は示されない、こんなばかな話がありますか。これでは、病院の改善問題などをあなた方に聞いたって全然何にもならないのではないですか。もう一度、わかりやすく、せめて私が言っているように、9人の排菌者に対する病棟の改善問題、これらについてはどうですか。トイレの問題はすぐ対応してもらったそうですから、これは触れませんが、どうしてそれが言えないのですか。私の質問した中身だけに答えなさい。

（樽病）事務局長

せんえつでございますけれども、今、保健所さんで説明申し上げたのは、このたびの結核の問題ではなくて、定期的に、いわゆる医療監視ということでの立入検査を私どもは受けてございます。その中で、何点か口答でご指摘がございましたけれども、今、委員がご指摘の結核の関係については、職員のマスクの対応とかソフト部分も含めてご指摘は受けております。これは、政令保健所でございますから、保健所長から小樽病院長あてに改善の指導が来ておりますので、私どもとしては、今、院内で検討いたしまして、保健所長に回答する予定でございます。

武井委員

いずれにしても、私の持ち時間がなくなりますから、これも深追いはできないのですけれども、ぜひとも、こういうような、これは理事者の方で、どこまで、議会でもっての質問、これは外務省と同じです。マル秘文書だというふうに片づけられたら、こちらの方は質問の余地はないのですよ。ですから、きちんと、私が少なくとも委員会でもって質問している、それに対して答えるのは当たり前ではないですか。そういうような逃げの答弁に終始してもらっては委員会は進みません。これだけは、理事者の中でも、どういう扱いをするのか、ひとつ論議をしておいてほしい、こういうふうに思いますが、助役、どうですか。

助役

政令といいますか、通常、保健所としての立入検査、それからまたいろいろな監視、そういったことで入りまして、それを文書化して指導、改善等をしたものの文書を公開するということは、先ほど言われておりますように、医療法上から、これはできないということになっております。

ただ、武井委員等から質問がございました部分については、市長からもご答弁させていただいておりますので、その部分については、確かに保健所の方からも話があった部分が何点あるわけですから、それはそれで先ほど答弁しておるとおりでございます。

それから、これからの問題につきましては、今の保健所からきちんと指導、改善の文書が来ていますから、それについての病院としての考え方をまとめまして、それを保健所長に回答するわけですから、その時点で議会の方にもある程度の報告ができるだろうというふうに考えております。

武井委員

私は、立入検査したものまで公表しなさいとは言っていないのです。私が質問をした部分について、施設の問題、トイレの問題、それらの問題についてどうですかと言っているのに、立入検査だから、それはマル秘だから出せない。私は立入検査のことなんかは一言も触れていないのです。そういうことで今の助役の答弁で納得しますが、ぜひとも、そういうすきとした答弁をしてください。お願いします。

国立療養所の統合問題について

次に、国立療養所の問題です。

国立療養所が札幌西と合併するということで、経営の移譲をすることに当たりまして、済生会と職員及び患者の取扱いについて協定が結ばれていますが、どのような内容になっていきますか、お答えください。

（保健所）総務課長

ただいまのご質問につきましては、昨年12月の第4回定例会の厚生常任委員会でも、国から報告を受けております基本構想についてご報告をさせていただいておる基本構想の中に述べられておるのですが、まず、患者さんにつきましては、現在の国立療養所小樽病院の入院患者さんについて、患者の意向を尊重して引継ぎをする。それから、職員の皆さんにつきましては、北海道済生会の西小樽病院、仮称でございますが、そこに勤務を希望する職員につきましては、選考採用試験を実施して採用を決定する、そういったことで述べられております。

武井委員

これに関連しまして、今おっしゃられたように、済生会小樽病院の基本構想というのが示されております。ただいまお話がありましたように、これらは小樽の済生会病院、引き受ける側の方の基本構想が示されていますが、札幌の方の病院の引き受け方についてはいまだ基本構想が示されていないのですけれども、これはどうなっているのか、教えてください。

(保健所)総務課長

ただいまのご質問ですが、前回の常任委員会でもご説明申し上げましたように、平成14年10月をめどに済生会の方に経営を移譲するというので、今、国立療養所小樽病院と済生会の間で協議がなされておりますけれども、新しく、今現在の国立療養所小樽病院が、仮称でございますが、国立療養所西札幌病院というところに統合されるといったことの中身については、具体的な内容等についてまだ承知をしておりません。

武井委員

小樽済生会の基本構想の中を見ますと、先ほどおっしゃったように、患者については意志を尊重します、職員については簡単な試験を行って云々というふうに書いてあります。大体157名のところを27名ほど減らした150名程度というような内容まで盛られているようです。これは、小樽済生会の方は、基本構想を明らかにして議会の方にも示されているけれども、向こうの方に移る方は何も示されていないのです。だから、ぜひとも向こうの方から資料を取り寄せてこれを提示してほしいと思いますが、できますか。

(保健所)総務課長

ただいまのご質問は、国の方にお問い合わせすることはできます。

武井委員

ぜひとも、それを引き受けていただきたいと思います。

本当はこの後もまだ質問をしたいのですが、この問題はこれからやっていただけということですから、それを見た上でまた質問させていただきたいと思っております。

〇ＢＣ問題について

次は、昨日、山田副参事からお話がありました〇ＢＣの問題でちょっと質問させていただきたいと思います。

〇ＢＣが今月29日までに東京地裁に提出する再建計画案の骨子が3点に絞られてご説明がございました。その中の一つに、〇ＢＣの後継新会社には道内企業に出資を求める、こういうふうなご説明がありました。これは既に新聞でも報道されています。

私は、この新会社について、若干質問をさせていただきますが、時間の関係でまとめて言いますので、ご答弁ください。

一つは、100%減資をして新会社を設立するとのご説明がございましたが、債権者の同意は得られているのかどうか。これが一つです。

二つ目は、同意の目途はいつごろを考えていらっしゃるでしょうか。これは、5月、6月、9月、いろいろ考えることはできますが、同意の目途はいつごろを考えていますか。

3番目は、出資金はどの程度とを考えていらっしゃるでしょうか。

以上の3点です。

(企画) 山田副参事

ただいまのご質問については、一つは、新会社の設立、減資も含めた、減資については、裁判所の許可を得れば株主の関係の手續を踏まなくても減資はできるということでお聞きしてございますので、一つは、現行OBCの資本金の100%減資をそういった関係の手續を踏んで進めていく。それから、債権者というのは、あくまでも、昨日ご報告申し上げました一般債権者の債権に当てるといったこと、それから、別除権者としての債権、この方の一定の理解、同意を得る手續は、3月29日に案を提出して、それを裁判所がよしとすれば、今の見通しでは5月の末ごろに債権者集会というのが開催され、そこでご理解いただければ同意がとれるのではないかと。こういう手續に入るというふうを考えております。

それから、出資金の額については、今のところ、詳しい新会社の出資金額についてはお聞きをしてございませんので、そういった方針が出た段階で、またしかるべきときにご報告をしたいというふうに思います。

武井委員

非常に努力されている跡が見えるのですけれども、出資金の額については、今言われましたように、同意の見通しは5月末ごろには出るのかなと。このあたりで出資金の額も定まっているというふうに理解してよろしいですか。

(企画) 山田副参事

まず一つは、出資金というよりも、新しい会社を設立するというのは、5月のいわゆる債権者集会の前に、そういったことの手続といたしますか、新しい会社をつくらないと、債権者にご理解を求めても、会社がないわけですから、そういう意味では5月末までにそういった方向が決まっていくのかなというふうには思っております。

武井委員

ぜひとも、職員の雇用問題も昨日お尋ねしましたが、みんな不安がっておりますので、できるだけ早く方向性を定めて安心をさせていただきたい、こういうふうに思います。

長橋線のバス停の移動について

次は、市民部にお尋ねしますが、7日の総括のときもお尋ねしようと思ったのですけれども、時間がなくて質問ができませんでした。せっかく通告しておりましたので、今日改めてお尋ねします。

長橋線のバス停の移動の問題です。これは、今までの桜陽高校下から長橋十字街までの間、今まで桜陽高校下というのが1カ所ありました。ところが、今回、16メートルの拡幅を機会に、停留所を2カ所にしてくれるという市民部の努力などがあって、せっかくレーンまで切ってくれて住民は本当に喜んでいたので。けれども、桜陽高校下の中間から動かした方をやってしまったのですけれども、こちらのレーンを切った方はいまだわからないと。こういうようなことで、今度は、歩く人が、中間の桜陽高校の方を手宮の方に動かしたものですから、2区間を歩かなければならないという非常な不便を感じています。

したがって、これは可能なかどうか。それから、できなかつたら、この間、町内会の集会では、またもとに戻してくれと、その方が区間が短くて済むわけですから、そういう要望が出ていましたが、現在までの交渉経過をお話してください。

(市民) 総合サービスセンター 所長

2カ所のバス停の設置についての見込みということでございました。

停留所の2カ所の設置につきましては、ただいまお話がございましたように、市道の長橋線整備のときに、バス事業者から、利用者の利便性の向上ということで、バス停を、当時ありました場所から、1カ所は桜陽高校の側、もう1カ所は旧国道5号の側へずらして新たに2カ所にしたいという計画がされたものでございます。

現在は、桜陽高校側への移動については1カ所設置されたわけでございますけれども、その後、バス事業者にいろいろお話をいたしまして、地元のご要望等もお話ししてきておりますところでは、バス事業者は、バス停の設置については、現在の段階では地元の方、地先の了解が得られれば2カ所にしたいという計画は現在でも持っており

ます。地元町会の要望もお伝えしておりますし、地先の方と直接お話をした経過などもお話ししてございまして、
どういう場所で地先の了解を得られるのか、または得られないのか、どんなような方法があるのか、現在、これら
につきまして関係機関ともいろいろお話をしているところでございますので、まだ時間がかかるとは思いますが、
ども、今後とも話し合いはしていきたいなというふうに思っております。

武井委員

財政が厳しいということで、そういう中で計画されたわけです。せっかく切ってもらったバスレーンがむだにな
らないように、ぜひとも、市民は喜んでいるわけですから、それらの方法で一段と交渉を強化してほしい、こうい
うふうに思います。

以上で終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時40分

委員長

会議を再開いたします。

新谷委員、北野委員より、別紙お手元に配布のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

新谷委員

日本共産党を代表して、予算の修正案を提案いたします。

不要不急の公共工事を削り、市の借金を減らすと同時に、市民の暮らし、福祉、教育を守る立場で予算の修正案
の提案です。

たび重なる高齢者の医療費の改悪から高齢者の生活を守るため、介護保険制度の減免枠を拡大し、入院給食費を
含む医療費の自己負担分を助成します。また、水道・下水道料金も、さらに市の制度に4分の1の助成をいたしま
す。

不況のあおりで、国民健康保険料が高いために市民に負担をかけております。国保料に上乘せられる介護保険料
の分の2分の1を助成し、負担を軽減します。少子化対策としては、乳幼児医療費の助成は、所得制限をやめると
同時に、4月からの助成に、市の保育の肩がわりをしている無認可保育所には100万円の上乗せを助成いたしま
す。国の重度心身障害者や母子家庭への医療費の所得制限をやめて、その分を助成いたします。厳しい雇用情勢から、
高校生の臨時消防職員の正職員増員、35人学級の実現で補助教員の採用を図ります。また、中小零細企業や生活弱
者には、市の直貸しを実施し、小中学生の通学バス代を通年助成します。

こういった施策のための財源は、石狩湾新港管理組合負担金の削減、小樽港縦貫線整備事業、中央通土地区画整
理事業など、不要不急の公共事業の削減、石狩開発、マリンウェーブおたるなどの有価証券売却などで生み出し、
不足分は減債基金の取崩しで充当します。これらの措置で財源収入は約209%増額になり、歳入歳出ともそれぞれ
12億246万6,000円圧縮され、民生費、教育費、職員給与と費がそれぞれ増額されます。同時に、市債も4億2,600
万円、約9.1%減額することができ、市財政再建の第一歩となると考え、修正案を提案いたします。

委員長

これより一括討論に入ります。

民主党・市民連合。

武井委員

民主党・市民連合を代表して、予算特別委員会に付託されました議案並びに報告第1号に賛成、共産党提案の修正案第1号、第43号、第44号に反対の討論を行います。

市長が提案をされました各議案あるいは報告第1号について、私は代表質問でも申し上げておりましたが、大変厳しい財政状況の中で苦心をされた予算であります。さらには、予算の随所に苦勞の跡などが見られ、敬意を表しながら賛成をいたします。

共産党提案の修正案については、確かに福祉関係の面で納得のできる部分もありますが、細部について同意できない部分もありますので、賛成できません。

また、報告の地域雇用対策事業であります、現在の雇用情勢の中においては、本当に当を得たものであり、賛成いたします。

詳細については、本会議で述べさせていただきます。

以上。

委員長

共産党。

北野委員

日本共産党を代表して、討論します。

我が党提案の議案第1号、第43号、第44号に関する修正案に賛成、議案第1号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第27号、第31号、第32号、第43号、第44号は反対、議案第34号、第49号については棄権の討論をいたします。

詳しくは本会議でやりますけれども、今度の市長提案の予算であります、厳しい状況の中で、我が党ばかりでなく、多くの市民から寄せられた介護保険の利用料の減額とか、あるいは、社会教育施設の無料化、月曜開館、給食食器の改善、スクールカウンセラーの増その他がありますけれども、この程度を生み出すにも四苦八苦という状況です。ご承知のように、市財政がかつてない厳しい状況に置かれているわけです。

本委員会でも議論になりましたけれども、改めて健全化計画が示されましたが、平成15年45億、平成16年48億、平成17年55億の財源不足が見込まれています。歳入においては、市税の落込み、交付税の伸びが期待できない、これが大きな要因になっているわけです。市税の問題は、不況ですから、これは詳しくは述べません。交付税は、本来、わかりやすく言えば、地方の財源不足を政府が責任を持って補てんするということなのですが、これをやらないどころか、逆に地方に借金での対応を迫ってきています。財政部とも議論したわけですが、交付税にかかわる臨時財政対策債などは、後年度、償還の元利が交付税で100%見られるから影響がないと。この限りではそうでしょう。

しかし、議論にありましたように、今後は、交付税の措置の見直しが濃厚になってきているわけでありまして、地方の財政は大変厳しい状況に置かれているわけです。したがって、市長が言っているとおり、これからは組織機構の改革とか、給与、手当の見直しばかりでなくて、事業の厳選をせざるを得なくなって、市民への負担増や新たな願いに背を向けることが予想されるわけでありまして。

我が党は、こういうところから、予算修正案で新谷委員が述べたように、やはり、石狩湾新港のむだな公共事業を改めると。これには、スタート以来、収支のトータルでは30億円近い持出しになっているわけですから、我が党の指摘をまともに受ける市政の転換が求められていると思うので、修正案はこういう点に沿って建設的になされているものであります。

先ほど武井委員は、福祉の面ではわかると言ったけれども、雇用の面でも大変いいことを提案していますから、

これは考慮していただかないと困りますよ。これでは反対のように受け取られますからね。

それで、私どもは、まず、今述べたようなことで、ぜひ修正案に賛成していただき。

今回、予算編成に当たって不手際がありました。国保への繰出金が計上されていないとか、条例案との整合性が図られていない問題、こういう点は今後ぜひ改めていただきたい。

それから、市民から1万7,068名をもって出された陳情第71号です。これにかかわることは総務でもやりましたが、本委員会でも議論されて、やはり、港湾管理者である市長の政治姿勢が大きく問われるということは、今後、いろいろな機会に出てくると思うので、ぜひ市民の平和と安全を守る立場に確固として立っていただきたいというふうに思います。

続いて、再任用の関連議案について、棄権の態度をとります。

これについては、民間の退職者の置かれている実態、再雇用はもとよりですが、再就職も大変困難です。我が党議員団は、入れかわり立ちかわりハローワークへ行って、若い人を初め、いろいろな方に意見を聞きました。そうしたら、なぜ市役所の職員だけが優先されるのか、自分は二十何回ここに来てても、いまだに就職の機会がないということで、午前中に行くと肩がぶつかるぐらいで、ハローワークのロビーはこういう状況ですよ。

ですから、こういう実態に照らせば、民間に再雇用その他の制度があることをもっと知らせ、それを活用させる努力も市長は一体となってやる必要があるわけですが、この格差をそのままにしたまま市職員の再任用だけが先行されれば、決して市民の合意が得られるものではありません。

それで、我が党は、国会ではこの案には賛成をしているのです。実際に、これは、60歳で退職し、65歳まで年金が出ないということに対応して出されているものでありますから、生きる権利として、公務員もこのことは保証されなければなりません。しかし、市民の合意が得られていないという実態と、それから、必ずしも年金が全くゼロの人を差し当たり採用するというでもないわけです。こういう点については、市民の方に話をすれば、全くゼロのときは理解できる、しかし、部分的な年金をもらっていて再雇用ということになれば、これは合意できない。

なお、市民の方といろいろ対話しますと、市職員の給与を下げるということは言っていないのですよ。それは、そのとおり尊重するけれども、この制度のスタートに当たって民間との実態とかい離があるということが相当強く指摘されています。これは、単にハローワークに通っている失業者ばかりではなくて、中小の経営者の意見も聞きましたけれども、自分たちは今はそれどころではないと言うのです。ですから、こういう点で、再任用については私たちは時期尚早ということで棄権の態度をとります。

なお、第34号、第49号の採決に当たっては、自席にて棄権の態度とさせていただきます。

以上です。

委員長

市民クラブ。

大島委員

市民クラブを代表し、議案第34号小樽市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案並びに議案第49号について反対の討論をいたします。

昨今の日本全体の雇用情勢は、危機的な状況であると言っても過言ではありません。とりわけ小樽市においては、小樽商工信用組合の破たんやマイカルの会社更生など、重大かつ深刻な状況であります。事マイカルの問題では、今年8月をもって小樽ビブレが閉鎖されることが昨日の市街地活性化特別委員会でも明らかになったばかりであります。小樽のハローワークが発表した今年1月の月間有効求人倍率は0.29倍と、目を覆いたくなるばかりであります。市民には不安の声がますます広がっております。何十年も勤め上げた会社をリストラされたあげく、退職金もスズメの涙ほど、これはもはや珍しい話ではありません。このように、民間労働者が血のにじむ思いでいる中であって、市職員だけが優遇されるとも映る再任用問題に関しては、市民の理解を到底得られるものではなく、市民ク

ラブとしては、改めて反対の立場を主張するものであります。

年金制度の問題とも相まって、60歳前半をどう生きるか、新たな雇用に対する考え方や発想は必要であるという議論も十分承知しているつもりであります。

しかしまた、そうであるならば、市職員のみを限定して再任用するとしたものではなく、適正な労働単価により、一般市民に対しても雇用の門戸を開き、官民一体となってこの危機を打開していく姿勢が必要であると主張するものであります。

委員皆様のご賛同を申し上げ、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第1号、第43号、第44号に関する修正案について、一括採決いたします。

修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、一括採決いたします。

いずれも原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも原案どおり可決と決定をいたしました。

次に、議案第34号、第49号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第13号、第16号ないし第20号、第23号、第27号、第31号、第32号について、一括採決いたします。

いずれも可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決、報告は承認と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも、副委員長を初め委員各位と、市長を初め理事者の皆様方のご協力によるものと感謝いたしております。

意を尽くしますが、委員長としてのごあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。